

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は11人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1、議案第47号 平成24年度真室川町一般会計補正予算を議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。5番、高橋保君。

○5番（高橋 保） まず最初に、3款の障がい者自立支援医療給付……

○議長（佐藤忠吉） ページ数を言ってください。

○5番（高橋 保） 15ページですが、3,001万3,000円の補正が組まれているわけですが、その理由として利用者の増、あるいは制度改正によるものだと、こういうような説明がついているわけなのですが、利用者の増というのはどのくらい増加になっているのか。あるいは制度改正というのはどのように改正されたのか。その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 高橋議員のご質問の利用者の増のほうから申し上げます。

種々のサービスあるのですが、主なものだけを申し上げたいと思います。1つは、従来児童デイサービスと呼んでいたものが新法移行で放課後等デイサービスという名前に変わりました。この部分については、新規に1名の利用ということが増になっております。共同生活援助、これはグループホーム等を差します。グループホーム等については、2名増になっております。あと、就労支援事業関係です。就労継続支援A型というものがあるのですが、これにつきましては5名増になっております。

主な利用増はそうなのですが、あと補装具というものがあります。義足とか、そういうものが補装具なのですが、これについてはその年その年で利用人数変わるのですが、今回非常に義足ということで金額の張るものを交換なされた方がいらっしゃいましたので、その分は純増というようにご理解いただいて結構かと思います。

まだ今の段階では、これからも利用増もあるということもありまして、去年に今の増加分だけを加えた形で予算を見込んでおります。

あと、制度改正の部分ですが、先ほど放課後等デイサービスという名前を申し上げましたけれども、昨年までに自立支援法にすべての事業所が移行しなければならなかったということで、昨年末をもって多くの事業所が新法に移行しております。その新法移行後、移行された事業所では職員体制加算とか、給付においてはいろんなサービスの追加加算が発生しておりますので、それぞれ従来の利用者であっても、事業所が移行したことによって給付額が増加になったり、

新たなサービスを受けることができ、同じ方が利用されてもお1人当たりの給付額が増加になったというケースが個々にあるようであります。個々の詳細については、ちょっと一人一人違うものですから、ここでは割愛させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 次に、6款、農地集積協力者交付金ですが、農地集積協力者の交付金とあるのですが、面積に応じた協力費なのでしょうか。あるいはほかの査定によってこれだけの金額を協力金として支出するのだということなののでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 農地集積協力者交付金関係についてお答えをいたします。

戸別所得補償経営安定対策推進事業というようなことで実施されておりますけれども、そのうちの農地集積協力者交付金については、農地を人・農地プランに位置づけられた中心的に担い手に6年以上賃貸等の所有権設定をする場合に交付するというような条件がございます。

交付金額については、面積別に3段階に設定されております。5反歩以下については30万、5反歩から2町歩については50万、2町歩以上については70万という設定になっております。

今回の補正の80万という内容につきましては、5反歩以下の件について1件、5反歩から2町歩までについて1件、30万、50万、合わせて80万というような内容になっています。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君。

○5番（高橋 保） 同じく6款ですが、農業水利施設保全事業が、大概今までの農業政策だと、50%ぐらいの補助金しか出なかったのですが、県が12.5%かさ上げして67.5%、利用する水利組合等については三十数%の負担で済むのだと、こういうことなのですが、これ土側溝に限ってのことだと思いますが、その申請した中で土側溝が崩落したからそうした保全工事をするのだというふうな意味だと思うのですが。

それと、この工事概要についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 農業水利施設保全事業の内容についてお答えをします。

当事業につきましては、場所につきましては大字川ノ内の関沢地内の川ノ内用水路というのがございます。その川ノ内用水路のうち、関沢地内にトンネル部がございます。平成8年から18年にわたって農地防災事業というような事業で実施した水路でございます。そのトンネル部の点検口として工事用に立て坑を建設をしながらしておったわけですが、その立て坑をそのまま点検口として残している場所がございました。

今般、平成24年の8月でしたけれども、その点検口と利用している立て坑の付近の地下水位が高いというような事情により一部横坑を固定していた金属ボルト等が腐食によって外れ、周

りの土砂が立て坑内、それからトンネル部内に流入をしたと、土砂が堆積をしたというような災害でございました。それに対応するために国が緊急にそういった施設等を応急補修する場合の事業としまして農業水利施設保全事業というのがございます。国55%、県12.5%、それから地元32.5%というような負担割合の事業でありますので、その当該事業を利用しながら、中に流出した土砂を取り除いて復旧をするというような工事ではありますが、その立て坑自体の高さが10メートルぐらいの高さがある大規模な立て坑というようなことでの今回の事業費というふうになっております。

○議長（佐藤忠吉） 高橋保君に申し上げます。

3回になりましたので。緊急性ありますか。

○5番（高橋 保） 緊急性は別にないです。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑を求めます。質疑ありませんか。3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 私は、20ページの9款2目ですが、防災力基盤強化事業費というところで、まず着々と広域のほうの消防署も建設が進められているようですが、冬の到来で大変工事も難航するのかなと、心配のところもあります。そのような観点でまた需用費の避難所機能強化事業消耗品費の項目で、避難所とは何力所あるのか。地域など、詳細をお願いしたいと思います。

あと、そのほかの項目についても、できれば詳細お願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君、需用費のほかに項目ということは、役務費とか……

○3番（佐藤成子） 役務費、工事請負費、備品購入費、負担金補助及び交付金まで。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 最初おっしゃられました北支署については、雪が降ってきましたけれども、今のところおくれるというようなことは聞いておりません。3月21日だと思いましたが、その日に竣工式を予定しているというようでございます。

あと、9款の防災力基盤強化事業費の需用費でございます。避難所機能強化事業ということで消耗品55万ですが、この内訳は避難所、豪雪と申しますか、通常公民館でございます。この対象となっておりますのは公民館の分館、55分館について、通常はやられていると思うのですけれども、なお有事の際の避難所への避難が確実となるよう、たまたまこういった山形県の単独事業が今回ございまして、避難所の機能強化支援事業ということで、これに対して該当するいろいろな項目があるのですけれども、今年度につきましてはまずスノーダンプ、スコップ、雪かきを55分館に対してお配りしたいということでございます。これは、常日ごろの公民館機能の向上ということもあわせて交付金を使わせていただくということになってございます。

あと、避難所でございます。1次避難所については、ただいま申し上げました公民館分館が55分館、それに公共施設、町公共施設でございます。これは、前に申しました、一応2次避難所

というようなことで情報センター、健康管理センター、遊楽館、町の公共施設すべてでございます、現時点おきましては。

前も申し上げております、間もなくでございますけれども、防災計画の見直しの中でこれらの公共施設としての2次避難所の場所、収容力、あと耐震性の問題等含めて、これらはその中で精査をするというふうなことになるので、3月末までにはこれらの数字と場所を確定したいというふうに考えているところであります。

あと、すべてでございますか、9款全般ですね。

○3番(佐藤成子) はい。できればお願いします。

○総務課長(新田隆治) では、工事請負費の2,760万の減額でございますけれども、これは当初、これも同じく避難所強化支援事業ということで取り組んだもので、現在の防災行政無線、光ケーブルではございません。防災放送等ではございません。無線でございます。あそこに、向かって左手に見える灰色のパンザマストがございますけれども、これが役場から各出張所向け及び釜淵に中継局がございまして、そこから釜淵出張所、及位出張所へと、無線を飛ばしてございます。これが設計というか、設置しましてからかなりの年数がたっており、感度不足及び中継所のバッテリーですとか、各機器がかなり損耗しているというふうなことで感度不足に陥っていると。

なお、従前でありますれば、各水道でありますとか建設でありますとか、現場に出ていった職員が公用車の無線を通じてこの防災行政無線を利用して役場との連絡をとっていたときに頻繁に使用したものでございます。

その後、災害等も余りございませんでしたし、あとは携帯電話が普及したためになかなかこの防災行政無線を使う機会が少なくなってきたということですが、近年この防災意識が高まり需要が高まってまいりましたので、前にもお話ししましたように、町の公用車20台にすべて無線機を設置し直して、無線を最大限使いましょうと、光ケーブルは切れればアウトになる危険性が高いものですから、やはり無線にかなうものはないというふうなことで、この無線設備一式を更新しようとしたものでございます。

しかしながら、その後この事業の要綱が確定されたところ、これらの修繕をすることには合致しないという見解をもらったのです。当初予算の段階では、これらも含められるような内容でございましたので、その時点、確定してございませんでした、要綱が。ということで予算化したものでございますが、でき上がった要綱を見ますと、それには合致しないというふうなことになりましたので、これについては全設備を修繕するということについてはちょっと断念をいたしまして、そのかわりに今のシステムを極力軽微な修繕でやりたいと。ということは、今の機器の交換部品、消耗部品がある間は使い続けるというようなことに事業内容を変更しまして、それらにかかるものが495万ほどになります。それらの備品を入れ直すというふうなこと

で対応したいというふうに考えてございます。

それと、これも自主防災組織ということでございますけれども、イコール分館地区になろうかと思います。これらについて、これも同じく有事の際に避難所となる公民館に発電機、投光器、ガソリン携行缶、コードリールを配備して、緊急の避難所の機能を高めるというふうなことで、これが672万でございます。これと既存の備品購入費の予算の残額を精査しまして780万4,000円の増額ということになってございます。

あと、下の19節の負担金及び補助金の145万8,000円でございますが、これはまだ自主防災組織を設立されていない分館に対して、これから設置していただいて、その機能を高めていただくというふうなことで、これにはこれから自主防災組織を立ち上げていただく9カ所の分館に対して、今申し上げました発電機等投光器等同じものを9カ所に設置するという事で16万2,000円ほどかかりますので、1カ所当たり16万2,000円の9カ所ということで145万8,000円というふうなことで、各避難所の機能を強化していただくための予算措置でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） まだ設置されていない地区に対しては、早急の措置をお願いしたいところです。

そして、また3.11以来、やはり災害とか防災無線というふうなものに皆さんとても関心があり、唯一の情報機関ということで、何回も防災無線に関しては皆さんの意見が出てきているようなのですが、何といても防災の放送が流れていても、やはり聞こえにくい、わかりにくいでは用を足さないと思うので、いろいろと切磋琢磨してわかりやすい、聞こえやすいように努力なさっていると思うのですが、その進みぐあいがわかれば教えていただきたいし。

また、最近もちょうど地震のときのような防災放送がいつものチャイムの音ではなくて、流れてきたりして、大変ちょっと心臓がドキドキするような、音はわかるのですけれども、内容が、ただこれテストだというふうにはわかったのは随分後からで、そういうふうに頻繁に流れてくると、ちょっととても困惑するような状態もありますし、公民館の55分館の避難所の機能も果たしていろんな資材、発電機、無線機などを配備いたしましても、公民館にはまず鍵がかかっています、ほとんど。となると、いざというときに、鍵をあけてすぐ出して使える状態にするというのはすごく難しいことだと思います。ましてや、そういうふうな災害時に慌てるということは確かですので、そのような訓練等を年に1度でもいいからしていく方向性とかもお考えはないのか、無線の今より聞こえやすくするような推進の状態、聞きたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 防災放送塔につきましては、前からご指摘もいただいております。先週から防災座談会ということで各地区のほうで、ご要望のあった地区ということでございます。10月に各区長さんと議会との懇談会と、遊楽館でやられた際にお時間をいただきまして、そのとき

各区長さんに対して説明をさせていただきました。

それで、資料等についてお配りしながら、これを区長さんのほうから自主防災組織というふうなことで各地域の方等にお示しいただいて、していただけたところはそれでお願いしますということで、役場から出向いて説明も欲しいということであれば、こちらからお邪魔しますというふうなことを申し上げまして、要望のあった地区については年内中に説明会、座談会を終了すべく今回っているところであります。その中でも防災放送塔については、やはり聞きづらいと。反響がする、あとはちょっと短いとか、いろいろなご意見を賜っております。

たまたま議員おっしゃられるような、いつもと違う信号音と言われたのは、多分これはジェイアラートのことでございます。ジェイアラートはこの間1回、北朝鮮ということで鳴りました。今回は沖縄方向でございますので、信号は今回は鳴らさなかったということであります。

その声が、地区によっては今流している女性の声よりも、この試験放送をやった男の声が聞こえやすいとか、いろいろなご意見もあったので、私どもも今やっているいろいろな放送の内容を男性の声に変えてみたり、女性でも声の高い女性の声、低い声とか、いろいろこれは試してみて、反響だけなのか、人によってやはり聞きやすい声の質と申しますか、そういうこともあろうかと思うのです。これは、100%ということはまずないと思うのですけれども、いろいろとそういった勉強をしながら設定をしていきたいと。マッピング中でございますので、それらの結果とあわせていろいろな方法で、なお聞こえやすい放送内容にしたいというふうを考えてございます。

あと、公民館の鍵の問題でございますが、これも座談会の中で、やはり公民館長さんだけという地区もあるかと思うのですけれども、こういったことでお邪魔しておりますので、区長さんと公民館長、2人お持ちになっていると、最低2人で管理していただければということをお願いしてございますので、これ以上となる場合は、地区の配置の状況とかにお任せしてもよろしいのではないかなと思いますので、私の申し上げたのは公民館長さんだけでなくという願いをしてきているところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） はい、わかりました。

やはり災害というか、いつ降ってくるかわからないということなので、常にやはり皆さんがわかりやすいように、どこに避難すればいいのか体で覚えるようなことで強化していただきたいなと考えます。

あとは、防災無線はやはり私自身感じているだけなのかわかりませんが、前に流されたときのほうが、よく聞こうとしたせいかわかりませんが、聞こえはよかったです。最近、本当にいい環境にいるはずなのですが、すぐ近く、小学校跡地にあるわけなのですが、本当に聞こえないというか、いろいろ改良しているという割に何かだんだん聞こえなくなっているとい

うのが私の個人的な意見ですが……

○議長（佐藤忠吉） 佐藤議員さん、防災放送ですね。無線ではなくて、放送。

○3番（佐藤成子） 放送なのです。だから、このような高額なことをかけて機能が、聞こえにくいというのがやはり問題あるので、早急にまず措置をとって進めていただきたいと思います。

次に、22ページ、10款で中学校管理費、やはり及中にしましても、これからまず新規に学校が建てられていくというわけではなく、学校をもう閉めなくてはいけないという状況の中でいろいろな準備委員会とか、そういう式典の掲載がなっていますけれども、やはり中には小学校でも閉校式のいろんななかかわり合いしたと、準備とかなさって、うんざりだみたいな感じの方もいますが、でもやはり最後にうまく閉校式というか、手厚くできるような形で持っていただきたいので、今どのような状況に置かれているか説明願います。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） お答えをいたします。

まず、閉校式について、これは町主催式典になります。

あとは、地元に関校実行委員会を組織していただいておりますので、及位中学校60年の歴史を振り返り、思い出を語る会というようなことの催しを実行委員会主催で計画をしていただいているというところでございます。

まず、町主催の式典についてでございますけれども、3月23日、土曜日になりますが、10時からの閉校式典を予定してございます。翌日の日程等もあるわけでございますが、調整を事前にさせていただきます。

なお、閉校実行委員会主催の思い出を語る会については、式典に引き続き、これは計画ということでとらえていただきたいのですが、11時45分から始めたいと。そのような計画で進んでおるようでございます。

また、閉校式の段取りについては、これは教育委員会と中学校と連携をとって今進めているところでございます。

閉校実行委員会につきましては、既に記念誌の発行等にかかる作業は取りかかってございますし、印刷製本という段階に入っているようであります。

また、語る会の内容についても十分に検討されておるようでございますし、それに伴う費用についても町からの補助金交付という形の中で措置をさせていただいております。

いよいよ大詰めという段階になりますので、精査を重ねて、いい式典、思い出に残る閉校にしたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） では、まず最初に18、19ページ、土木費の冬期交通費に関してお尋ねをしたいと思います。

本年度この冬については、除雪車を1台ふやして、そしてオペレーターを2人ふやして除雪体制に当たるといってお話のようでありますが、ところで私がお聞きしたいのは、西郡線のことなのです。随分長い期間、大規模林道の西郡線の小国地区の一部が通行どめになっていると。これは、本当に長い期間通行どめになっておったようであります。その間、去年の冬もそうでしたが、大変狭くて、急勾配のところを除雪して西郡の地区の人が車で行き来をしていると。私から見れば、大変危険だなというような感じもいたしますが、通行どめの区間、工事もなさっているようでもないし、工事に取りかかる様子もないような感じがいたしますが、どうなのでしょうか、そこら辺をお尋ねをしたいと。

もしできればことしの冬あたり、あの急勾配の狭い道路を除雪して車を通行させるのではなくて、ちょっと見ると、車が走れるような状態、あの通行どめの区間、走れるような感じがするのです。そこら辺を、ただ危険だからということだと思いたしますが、除雪をして通行できないのかどうか、そこら辺もあわせてお尋ねをしたいと思いたします。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 今触れた西郡小国線の箇所でございますが、今年度地すべり災害が発生しまして、災害査定も受検してございます。地すべりを対策しないと、町の道路のいげた擁壁で構成されている部分の工事ができませんので、地すべりにつきましては山形県が対策を講じていただいております。地すべり対策につきましては、山形県が発注しまして、ある業者さんが請け負われて、工事は施工中でございます。地すべり対策が完了しないと、町の災害復旧のほうで、施工場所が下になるものですから、対策工事ができない状態ですので、町のほうでは災害復旧の工事につきましては既に発注してございます。施工業者は、その地すべり対策工事の完了を待って町の災害復旧工事を行う予定で、今年度中には対策工事は完了する予定でございます。

地すべり対策工事が完了しますと、間もなく完了しますが、道路の半分ですか、防護さく対策を講じまして、片交になりますけれども、今年度は迂回路を通さないで、既存の現道を、工事と一緒に並行して行いますけれども、現道を通していくような方向で考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） わかりました。

ぜひ安全にあの地区の方々が通行できるようにひとつご手配をお願いしたいなと、そんなふうに思います。

続いて、20、21ページの中で、先ほど佐藤成子議員からもお話しあったようでありますが、避難所機能、先ほど総務課長のお話の中では座談会を実施しているし、これからも実施する予定だという、希望のところはこれからも実施しますよというお話があったようでありますが、実は私さきの議会で避難所の見直しについて一般質問いたしました。その際に、いろいろ地域

の方々、あるいは消防の方々と一緒になってその場所を点検しながら、再度見直ししなければならないところについては見直しをしますというような答弁があったようですが、その後そういった避難所の点検、見直しというのはなされておるのでしょうか。

中には、やっぱり本当に見直ししなければならない場所が多くとは言いませんが、あるような気がいたします。そこら辺座談会の中でどういう話が出ているのか、わかれば少しお聞かせを願いたいと、そんなふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 避難所でございます。これがいろいろ建築年次について調べてもおります。

一般的に言われております建築基準法が改正されました昭和63年の9月30日以前に建築された建物、一般住宅が主でございますけれども、については震度6強から7で倒壊する危険性が高いというふうに言われております。したがって、それ以前に建てられた公民館について、ここを避難所として指定した場合に、もし仮にその震度7の地震が来て倒壊した場合という心配がなされるわけであります。

これについていろいろな考えもあろうかと思うのですけれども、なかなか今公民館に対しての耐震改修という補助金について、分館についてのものがないということもございます。

それで、座談会を希望されている地区の公民館、例えば63年以前の公民館の場所がご希望がないと申しますか、お呼びがかかっていない状況にも実はあるのです。仮にその公民館にお邪魔して、これ危ないのですよねというふうな話もちよとなかなか難しいものであろうなというふうに思います。仮にそこでやった場合ですけれども。それは難しいのだらうなというふうに思います。

それで、今いろいろな交付金事業の中で公民館の避難所、同じような避難所の機能の強化というふうなことでバリアフリーでありますとか耐震改修、これについての補助制度も複数年にわたって実施する事業もございます。それについて、今回来年度に向けてそのバリアフリー及び改修をする見込みと申しますか、されるというご希望がありますかというふうなことを今希望をとってございます。

その中で根本的な改修となりますと、かなりの経費が発生すると。一部その状況によっては筋交いを入れる、もしくは補強材を入れる程度でやる場合もある。ただし、その場合については、診断をしなくてはならないというふうなこともございます。今一般住宅の耐震診断及び改修の計画作成について、費用で12万かかるところを6,000円ご負担いただければ、ぜひこれをやっていただきたいというようなことでもお勧めをさせていただきますけれども、なかなか実績がないというようなことで、それに向けて公民館についてもやりたいというふうには考えてございます。

ただ、仮に今の過疎化、人口減少の中で各公民館を新たに建築すると、もしくは大規模な改

修を行うという備えというものは各地域で多分ないのではないかというふうに考えてございます。

したがって、すぐできるというものではないとは思いますが、しかしながら、政策的な問題として県に要望、国に要望というのは、これから考えていきたいなと考えてございます。あくまでも避難所としての公民館、公民館を改修してくださいということではなくて、避難所を改修するための補助制度について、もしくは交付金制度について創設していただきたいということ、これは今後強く、私どものような山間、もしくは急傾斜地とか地すべり地域が多い町村にとってはますます危険度が高いというようなことも訴えながら、こういったものの政策についても要望をしていきたいというふうに考えてございます。

申し上げた理由から今すぐ、古いから、避難所に指定されているので直せということは非常に難しい問題であるというようなこともございますので、その際については1次避難所を省略して2次避難所まで、ちょっと遠くはなりますが、していただく。もしくは小規模な集落であれば、昭和63年10月以降に建てられたお宅にちょっと間借りをさせていただくというような自主防災組織の中での工面もしていただく必要があるのかなというふうに考えてございます。

ですから、そういったハード的なことではなく、そういったソフト的な面も含めて、この見直しというもののの中でその対応策を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 多分今課長がおっしゃったように、これから大変耐震的に危険だよと、建てかえなさいと言われても、さっき言われたように人口が減少している中、まして世帯も減少している中で集落がこれから建てかえするということは恐らく無理だろうと私もそう思います。

ですから、一部そういった改修ができるのであれば、ぜひ思い切った町の援助をいただきながら、改修できるようにひとつご手配をお願いしたいなと。

そして、1次避難所というのは大変私は重要だと思うのです。さきの東日本大震災でも1次避難所に避難をしながらも、被災されて亡くなっている方というのはいっぱいいるのです。ですから、1次避難所の扱いというのはとても大事だと思います。

それから、もう一つ、1次避難所で、その場所でもしそういったことで不都合があれば2次避難所に、少し遠いけれどもと言いますが、やっぱりその2次避難所に行くまでの経路についても、ぜひ町として、あるいは消防と一緒にしながら、地域の方々と一緒にしながら、点検をしてしっかりした避難計画を立てていただきたいなと、そんなふうに思います。それは、よろしく願いをしたいと思います。

それと、もう一つお尋ねいたします。同じ20、21ページの住環境快適サポート事業、これは今いい事業であって、大変住民から喜ばれているようであります。

ただ、担当課長さんにお伺いしますが、大工さんによっては、実施する家庭のほうから願

いされても、事務的な手続が面倒くさいからということではなかなかそういうこともやってくれない大工さんも中にはおるようなのです、お話を聞いています。担当課では、各大工さんの集まりに行って、あるいは建築業者の集まりに行って、いろいろこういう補助事業がありますよということはご説明なさっているということはお聞きいたしておりますが、ぜひ再度そういった建築業者の方々に強くお願いをしたいと。せっかくの補助金もらえるものをもらわないで、自分の家庭で何十万と支出をしているという方もいらっしゃるようですので、ぜひそこから辺をお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） ただいまご質問ありました件でございますけれども、実際の住環境サポート補助金の申請に際しましては見積書と、それから簡単なもので結構なのですけれども、平面図が必要だということになります。それにつきましては、どうしても大工さんの手を煩わさないといけないという仕掛けになってございます。

ただ、やはり証拠書類がないと補助金も出せないということでございますので、これは要綱できちっと定めているところでございます。

議員おっしゃられるようなことがあるということを議員のほうからもお伺いしたことがあるのですけれども、私どもとしましては説明会も事前に大工さんを集めましてしておったところなのですけれども、そこに来ていただける大工さんはよろしいわけですが、往々にしてそこに来ていただけないような方で、そういう方がおるとということも議員のほうからお伺いしたところでございます。

いずれにしても利用者のほうから私どものほうにご相談いただければ、私どもを通じて大工さんのほうにお願いするというようなこともできると思いますし、またそういう業界団体、建設組合というようなものもございますので、そういうところにも働きかけを強化しまして、ぜひ満遍なく補助金を利用して、大いに住環境を改築していただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 12ページの2款1項4目なのですが、企画広報費の減額あるのですね。これ人件費だろうと思うのですが、そのところをちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） では、企画ということなのですが、人件費調整でございますので、私のほうからお答えします。

それぞれ当初予算におきましては、前年度に配置されている職員の状況で計算をしなければなりません。ということで人事異動及び退職により職員が入れかわった場合については、当然給料の差額が発生するということでございますので、それらを総合的に勘案しまして、各費目

ごとに3月までの見込みを立てまして、今の段階で人件費をそれぞれ調整させていただきました。

これは、全課にわたっておりますので、企画広報費のほうで言えば当初の人数5人ということで、それぞれ節、目でちょっとトータル人数にならない場合もありますので、それを加味してお聞きいただきたいのですけれども、企画広報費については当初は5人の予算を予定をしておりましたが、4月1日の人事異動時点で4名となりましたがために三角1と。それに伴いまして給料、手当、共済費、退職手当負担金、その他付随するものがそれぞれ減額になるというようなことで、以下増減に応じてそれぞれの調整をしたものでございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君。

○4番（佐藤 正） そうしますと、各課ごとに人事異動が出てきた場合にこういうふうに減額だけで増額ということはないですね。

○総務課長（新田隆治） 増額もあります。

○4番（佐藤 正） 人がふえれば出てくるという可能性もあるわけですね。

私ちょっと気になったというのは、人件費もそうなのですが、企画広報費となってくると、町の広報的な活動が重要になってくるわけですので、そういうふうな部分についてなのですが、例えば産業課のほうで今梅里苑等の宣伝等なんかもやっているのですが、そういうふうな部分に対しても課が別だとしても、企画のほうでそういうふうな部分も応援するというか、そういうふうな部分を持って宣伝費等にこういうふうな部分を振り向けていくような予算というふうなこともできないのかなという、ただこれ提示しているのですが、この部分をそっちに回すとかということは不可能なのでしょうか。

例えば今回なんか梅里苑でオープンのものに宣伝の広告費を出しているのですが、余りにも貧弱でしたので、そういうものを回すなんてということはできないのかなというふうに思ったのです。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先ほど申し上げましたように、各課の配置人数と予算措置されている人数は違うということであります。社会福祉費の中でも業務ごとに割り当てまして、いろいろ目ごとに予算をそれぞれ置いております。社会福祉の総務費に宛てがう分もありますし、老人福祉ということで支出する場合がありますし、子育て支援、保育所、国民年金だとか、そういったいろいろな費目に合わせて、人件費振り分けているという言い方おかしいのですけれども、実際の事務とは違う予算を措置する場合もこれは内容的にございます。

人件費は、そういったことあるのですけれども、あと、ほかの課で予算が足りない場合に、それしかないのものでそれで終わしなさいということかとは思っているのですけれども、これとってどうしてもこれは支出しなければならないといった場合については流用、予算の流用というのが

可能でございます。それで、緊急な場合にはそれに対応すると。もしくはそういった事業、政策的なものにかかる場合は、臨時議会等も開いていただきましたように予算の補正というようなやり方がございます。

したがいまして、流用するまでもなく、かかるので、では総務費から出しますかといった場合も、これは当然状況に応じてございますので、そういった大規模と申しますか、通常大きな執行に影響のない範囲であれば、そういった範囲で予算の使い分けはしておりますということでございます。

ただ、ちょっとPRの内容につきましては、私はちょっと承知してございません。大変申しわけございません。

○議長（佐藤忠吉） いいですか、PRのことは。

○4番（佐藤 正） そういうふうなことで補正なんかでもってやるというのであれば。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 今例えられたということで、その例えということで、今回の梅里苑のリニューアルの周知、告知の内容についてお答えしたいというふうに思います。

予算については、特別会計の梅里苑事業費ですべて措置しております。22日、リニューアルがあるわけですが、その前段に町民の皆様にとということで、余り豪華でないといいますが、貧相というようなお話がありましたが、経費を節減した合理的なチラシを手づくりで作成しまして、全世帯に配布をさせていただいたところであります。

さらに、21日の予定ですが、山形新聞に広告を打ちます。に加えて、特に冬期間、リニューアルのオープンとあわせて、3月までの冬期間の利用拡大のご案内ということでカラーの、手刷りではなくて、業者をお願いをした広告チラシを新庄市、最上郡北部に折り込み等をする計画でございます。

例えというような内容については、以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 私の勘違いなのか、企画のほうでそういうふうなことではなくて、産業のほうで十二分に二重三重にオープンに向かってやるというのであれば、それで結構でございます。

17ページの5款1項1目の4節緊急雇用対策費で3万5,000円という対策費をとっていますし、そして賃金のほうが25万とっているのですが、ちょっとこの説明をお願いしたいと思うのです。何名ぐらいこの25万で使ったのですか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 今般の緊急雇用対策費についてです。これにつきましては、今年度から来年度にかけての雇用が可能な場合の補助措置ということでありまして、今回この補正予算に計上させていただくものは、保育所における障害児等の特別支援保育士の確保にかかわる3月分

の賃金であります。2名を予定しております。

雇用する方については、来年度25年度の2月までの11カ月分を当初予算に計上する予定となっております。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑を求めます。ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） では、4点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

まず、1点目なのですが、13ページの徴税費のちょっと聞きなれないのがありましたので、地籍座標変換委託料189万、これについてお聞きしたいと思います。

それから、次に、先ほど同僚議員のほうからもあったのですが、17ページ、農地集積協力者交付金、2名で、これが80万、50万と30万ということだったのですが、これは田んぼなのか畑なのか。恐らく田んぼだとは思いますが、ところがそれが整備地なのか、つまり圃場整備をしているところなのか、していないところなのか。

それで、議長にちょっと農地の集積の関連で、圃場整備をやっぱりやっぺいいかない、なかなか集積にはならないということで、それで真室川町の圃場整備の今の整備率のこととか、それからちょっと今後の、どこどこ地区でどういう予定があるか、その辺のところまでちょっとお聞きしたいと思ったのですが。

○議長（佐藤忠吉） 農地集積協力者交付金に関連してですね。

○7番（大友又治） はい。

○議長（佐藤忠吉） 発言を許可します。

○7番（大友又治） はい、ありがとうございました。

それで、集積するためにはやっぱり圃場整備していると。だから、これが整備地なのか未整備地なのか。

それから、町の整備状況、その辺圃場整備のとらえ方がいろいろあると思うのですが、2反歩以上だとか、5反歩以上だとかと、いろいろあるのですが、これは整備地だと。2反歩以上だというもので結構ですので、町で把握している整備率を教えてください、北部のほうでそういう圃場整備をする予定、それから農家等との話し合いとか、そういうのがあるかをちょっとお聞きしたいと思います。

そして、あとまた別の件なのですが、19ページに林業費、有害鳥獣駆除手数料42万が計上されているわけなのですが、役務費の42万、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、あと最後なのですが、21ページ、先ほど同僚議員からもありました住環境快適サポート事業費で、今回の63万4,000円というのは浄化槽設置整備事業費補助金でございますので、それでこの63万4,000円、もう合併処理浄化槽も雪降ったので、大体固まったのではないかなと思いますので、当初何基ぐらいだったのがどれぐらいに、この補正予算を計上したこと

によってどれぐらいの計画を見込んでいるのか。

それと、これをする事によって、これはまだ確定ではないでしょうから、ただ課長の大体これぐらいいくだろうと、生活排水処理普及率はこれぐらいは、例えば50%は超えそうだとか、その辺の大体のところで結構ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 1番目の地籍座標変換委託料の件についてお答えいたしたいと思います。

地籍図というものがございまして、これ登記簿の補助図面という扱いになっておるのですけれども、これを見たり、印刷したりするシステムが当課のほうで保管してございます。

当町の地籍管理システムにつきましては、国土地理院で定められている世界測地系という、そういう基準がございまして。世界測地系という基準でそのシステムの管理を行っているところでございます。

ところが東日本大震災、それから岩手・宮城内陸地震、その影響を受けまして、そのデータに修正が必要になってくるということで今回のデータの変換が必要になるということでございます。

東日本大震災につきましては、東北あるいは日本列島全体が地殻変動によって移動してしまったということでございます。ここでわかっている範囲でも鶴岡市で1.01メートル、飯豊町で1.1メートル、あと震災の震源地に近いところは4メートルほど、震源地のほう、太平洋側のほうにそれぐらい移動していると。当町も1メートル程度全体的に移動しているのかなということになるかと思います。ただ、地球全体で見れば、小さな移動ということになるのだと思うのですけれども。

それで、当町のシステムの座標を変える必要がある。座標といいますのは、数学で言えばX Yということで、Xの10、Yの10でこの位置だというようなものが座標でございまして。地図で言えば緯度、経度ということです。役場で言えば緯度38度、以下小数点、経度140度、以下小数点ということになるわけですが、この座標を全体に地籍図の座標を変えなければならぬと。当町には約7万筆のデータがあるのですけれども、このそれぞれの点を変換をかけて移動をかけなければならぬということでございます。

法務局のほうでも当然地籍図、保管しているわけですが、それは既に変換が終わっているということでございます。

そういうことでございますので、私どもとしてもこの変換処理を行うことで今回の補正予算を計上したところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 2点目の農地集積協力者交付金関係についてお答えをします。

最初の対象者について、整備地か未整備かということですが、今回の交付対象者の所

在地については大池集落と春木集落ということでございまして、両方とも整備地内というところではしておりません。

2つ目の基盤整備率ということですが、平成23年末の段階で水田については28.2%というふうにとらえております。この28.2%につきましては、過去県、町、国等の補助事業にて区画整理等を行った水田という定義というふうにしておるところであります。

3点目の今後の基盤整備等の事業の進行状況ということでございますけれども、町内におきましては現在2地域にて話し合いが行われているところであります。1地域が及位北部地区というようなことで大滝、両区を対象にした皆さんによる協議ですが、区画整理をできないかという相談が平成24年1月にありまして、それを含めましてこれまで3回ほど事業の説明会というようなことで県、それから町が一緒になりまして、地域の皆さんに事業の内容等の説明をさせていただいているところであります。

現在事業を推進する上に当たりまして、複数集落にわたると、あるいは複数の組織がかかわるということで推進母体となる協議会を組織をされまして、平成25年8月に調査計画の実施に向けての同意を取りつけをしたいということを目指設定しまして、推進協議会の関係者の方々が地域の中で調整されているという状況になっていると把握しております。

もう一カ所ですが、町内春木地区ということであります。春木地区につきましては、平成24年7月に1回目の説明会、これも町、県、一緒になって説明会に入らせていただいております、説明会等についてはその1回のみですが、地域の中では同様に平成25年8月の調査計画の同意に向けて調整をされている途上だというふうに聞いているところあります。

3つ目の有害鳥獣駆除手数料の関係であります。これは、ツキノワグマの駆除について町の猟友会にお願いをして駆除をしていただいているために経費を町としてお支払いをしている部分であります。当初の見込みとしましては、10回分、1回当たり3万5,000円という見込みでしていましたが、ことしについては大変出没する、それから農作物等への被害が予見されるケースが多くございまして、22件という見込みになっております。したがって、その差額の42万を補正させていただいたところあります。

なお、許可については22件でありましたが、捕獲の実績につきましては12頭という内容でございました。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 4つ目の質問になりますが、浄化槽設置事業費補助金でございますけれども、当初予算で25基ということで予定しておりましたが、28基の決算見込みということになってございます。それで、63万4,000円の補正ということでございます。

給水生活排水処理人口の見込みということでございますが、浄化槽で100人程度、あと下水

道区域についてもまだ順次整備しておりますので、そこで100名程度の人口、合わせまして200名程度となるものですから、議員おっしゃられるとおり、まだ年度末の人口も、それから異動部分も確定しない中ではございますけれども、前年度末48.7%でございましたけれども、何とか50%を超えることができるのではないかなというふうにこちらのほうでは見ておるところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 地籍の座標変換委託、これは全部自己資金になるわけですね。どこからも補助が来ないわけですね。

それで、このことで町にある7万件ぐらいのデータを入力する、これはお金がかかるのですか。個人の固定資産に影響とか、極端な話、町のどこかの基準点がずれてしまったのだと思うのですが、そうすると町でこの189万、お金を出さないといけないのですか。そのほかにどのような影響がありそうなのでしょう。少しずつ面積が違ふとか、そういうことがあるのか。初步的な質問で申しわけないのですが、それちょっと聞きたいと思います。

それで、圃場整備なのですけれども、その前に農地集積の協力金というのは、これは出し手に対する支援でしたよね、80万は。確かにこれは、人・農地プランに位置づけられている担い手に支援すると、今度は受け手に対する支援もあったのではないかと思うのです、10アール当たり2万円という。そのほかにその受け手に対しての助成というのは、このたびは全然発生しないわけですか。それさっき聞き漏らしましたので、それだけちょっと教えてください。

それで、圃場整備なのですが、先ほど28%ということで非常に低いのですよね。新庄市で88%、舟形で51%、鮭川ではこの22年までで51%ということです。やっぱりこれから農地の流動化を進めるに当たっては、この圃場整備をしないと、担い手が大きい機械を持っていて、小さい未整備田ではもうどうしようもないということを、これは木ノ下地区とか八敷代、釜淵のような自己負担も少なくて済むような、そういう誘導を町の、これは同意がもらえないとだめなのですが、やっぱりこれは町も積極的に協力体制をしいて、圃場整備率を上げていくと。そして、少ない負担金で圃場整備ができると、そういった体制をきっちりと組んでいただければと思います。

あとは、先ほどの熊の捕獲ですけれども、15頭、実質は捕獲ということなのですが、この熊もやっぱり人間との共生はあるでしょうし、だから捕獲の枠といいますか、県と郡と町の枠があると思うのです。それがもしわかりましたら、県が何頭、郡が何頭、町が何頭。それで、実際に実数としては、これぐらいの個体数があるから、ここまでだけは捕獲してもいいよという……これが郡、今これ郡が22頭でいいのですか。県、郡、町、ちょっと一覧と、そして捕獲枠と実際に捕獲した、先ほど町は15頭でいいのですよね。

（「22」の声あり）

○7番（大友又治） 22か。このごろちょっと耳が遠くなってしまって、私への答弁は大きく、ゆっくり、はっきり言ってください。22頭ですね。

（「12」の声あり）

○7番（大友又治） 12、この22頭は。

（何事か声あり）

○7番（大友又治） 済みません。大変お見苦しいところ見せまして。この枠をちょっと教えてください。

それで、あとは、住環境サポートのほうは50%いきそうだということで、たしか23年度末で640基ほどだったと思いますので、やっぱり町の普及率を上げるには合併処理浄化槽をふやしていく、県からも補助金があるわけですから、来年度に向けて、また来年度計画で普及率が上がるように、27年の64.5%が達成できるようにひとつよろしく計画を組んでいただきたいと思います。

住環境のほうはいいです、もうわかりましたので。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 2回目のご質問の第1番目についてお答えしたいと思います。

今回の土地が移動することによっての町民生活への影響というお話でございます。ひとつは税金、土地に対して課税されているものですから、課税がどうなるかということについてお答えいたしますと、課税につきましては課税台帳というものがございます。これは、登記簿の面積をもって行われているということでございますので、この面積については変わるものではございませんので、固定資産がこれによって変わってくるということはないと思います。ということの大前提としまして、全体的に並行して移動しているので、面積が大きく変わることはないというふうに考えてございます。

ということでございますので、町民の皆さんが所有している土地の管理、あるいは私有財産については、特段問題はないのではないかなというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 1点目の農地集積事業関係の受け手に対する助成関係ですけれども、ご指摘のとおり10アール2万円という制度ございます。それにつきましては、国、農協、受け手というようなルートでの補助金ルートというふうになっておりますので、町の会計を通した助成制度ではないというような状況であります。

2点目の基盤整備の整備進行というようなことでございますけれども、去年来、町内において2地区について話し合いが持たれ始めたということで、これにつきましても従前より町全体の基盤整備率の向上というのは政策課題の一つになっておりまして、町の事ある機会に基盤整備の必要性なり、その機会をとらえて説明会にお邪魔したりして理解を求めてきた一つの成果

ではなかろうかなというふうに思っております。

したがいまして、区画整理事業につきましては今後とも機会をとらえて、その必要性について、さらに制度の内容について、農業者が有利になるような制度の利用方法について説明、推進を進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、制度でございますので、1区画といいますか、1地域20ヘクタール以上というような条件が現行の制度ではあります。それに至らないエリアが多数あるというのも中山間地である真室川町の実情であります。これにつきまして自己努力にて区画整理等を行っている農業者の方もいらっしゃるわけであるのですけれども、国のほうでもその必要性について着目をしていきまして、平成23年度より25年度までの3カ年の事業で農業体質強化基盤整備促進事業というようなことで、面積要件のない事業が実施をされているところであります。各農家の皆さんについては、集落の実行組合長さんを通じて回覧、それから集落説明会等の機会をとらえながら年に複数回、制度の案内をしているところであります。高補助率ではありませんでして、区画整理の場合につきましては10アール当たり10万円、もしくは管路、水路を伴う場合については20万円というような定額助成というような内容であります。

こういったような面的な確保ができないエリアの細かい部分についても25年度についても事業は実施されると期待をしておりますので、こういったような面的に大きなエリアをカバーしていく事業と、そこでカバーできない事業のエリアを組み合わせながら農業者の皆さん、関係者の皆さんへの推進を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

有害鳥獣、熊関係であります。当然農作物あるいは人命にとって危険な存在ということで有害駆除というようなことの取り組みをしているところでありますが、一方ツキノワグマにつきましては貴重な保護されるべき対象の動物ということでいろいろな制約もございます。議員ご指摘された県の環境の会議におきまして毎年度頭数の規制といいますか、制限の目安というようなことで頭数が設定されております。平成24年度につきましては県全体で230頭、最上につきましては25頭、最上の枠の中で農作物については県知事許可ということでありますので、具体的には総合支庁のほうと協議しながら捕獲の許可を出していただいているというような状況になっているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 熊の捕獲だったのですけれども、230頭、郡が25ですけれども、実数、県全体で今年度何頭捕獲したか。

それで、25頭、郡の枠があって、そのうち12は真室川だったわけですね。そして、ほかの郡内で実際に何ぼ捕獲したか。真室川とほかの町村と合わせて郡内で何ぼ捕獲したかというのは把握はしていないのですか。

それと、だから県全体で何頭捕獲をして、枠は230だけれども、実際に何頭捕獲が24年度、

現時点で、もう熊も恐らく冬眠しているでしょうから。だから、県全体で何頭捕獲したものなのか。

それで、最上で25の枠だったけれども、真室川で12で、あとほかの町村と合わせて最上地区がどれぐらい捕獲をしたか。そのデータ、もしわかりましたら。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 申しわけありません。具体的な数字は今持ち合わせておりませんが、記憶によりますと、ほぼ県枠、最上枠とも今年度につきましてはいっぱいまできている状況にあったという状況であります。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 12、13ページの2款の総務費の需用費の叙勲祝賀会経費についてでございます。

この経費計上について、別に反対をするものではございません。特に今回3人が叙勲を受けるというようなことで、町民の一人として誇りに思う部分でございます。

そこで、この叙勲祝賀会の持ち方について今総務で担当しているわけでありましてけれども、実はことしの秋に私の友人も叙勲受けました。他町村でありますけれども。その話をしているときに、当然私はほとんど行政である程度やってくれるのかなと、こういう感覚でおりましたので、町でやってくれるのではないのというような話をしたら、それはないというような話がありました。たまたま県の職員の方もあって、真室川町はやっているのですかというような話でしたので、真室川町で叙勲に対しては表彰、町で段取りをしていますよと、こういう話をしたら、ほとんどの町村はもうないですねと、真室川でやっていると言ったら、珍しいですねと、このようなちょっと話を聞いたものですから。

そして、今の形態の中で、今後も続くと思うのですけれども、受章者と、それから主催者側と、それとあと参加者の、いろいろ総務でやっているわけですから、どのような感触を受けているのか、その点についてちょっとお伺いしたいということ一つと。

あと、今後やっぱりこういうことについて、このままでずっといくのか。検討する余地があるのか。もしそういう所見持っておったら。この2点についてお伺いしたいと、こういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 叙勲祝賀会でございます。逆に、従前は私どもは、町ではやっておりませんでした。各受章された方が友人、知人なりの方がイニシアチブをとっていただいて、実行委員会と申しますか、そういうような形でやられていたと。それに逆に呼ばれているというような形でございました。

従前、あと各賞受章を祝う会というものがございます。10年ぐらいになるのですけれども、これもそういった方々を顕彰しましょうという趣旨からもともとは発生したのです。叙勲もら

った方は、今まで市町村合併の5年ごとに祝賀会を催しておりましたので、その際にいろいろな賞をもらった方及び町の表彰条例に該当する方を5年間まとめて、中央公民館を利用してやったという経過もございます。あとは、全員が入り切らないので、一部遊楽館にというような、いろいろな経過を経まして、あとは市町村合併も50年経過しましたので、もう一区切りがついたということで、これからは町表彰条例によるものは毎年行うようにしたほうがいいのではないかと。5年もというと、いつ、何をしたかというのが、非常に私どもとしても何かおざなりにしたような気もございましたし、それら該当される方も、今ごろかというような話も当然あったというふうなことで、それ以降は毎年受章者を祝うと。

その中に当然叙勲をされた方も含まれるわけでございますので、この際叙勲というものになりますれば、町表彰条例というレベルのものではなくて、そのこれまでのいろいろな功績、努力、ご尽力された成果が人生の集大成とは申しませんが、町議会議員にあっては通常70歳以上になりますので、最後の集大成を披露する場というのは必要ではないのかという、そういうことで町としてそれを顕彰することは、これは筋であろうという考えから、叙勲の祝賀会を町で開催したものであります。

なお、個別事情と申しますか、人によってはなかなか、叙勲だけではなく、褒章もございしますが、先頭に立ってくれる方がいない場合とかもあったやに聞いております。そういったことから、これはやはり町でやらなければ、同じ功績を残された方に差があってはまずいのではないかというふうなことからしたものでございます。

今までやりまして、叙勲を受けられた方からは大変ありがたいというふうな言葉をいただいております。

あと、町の各委員会、団体の代表される方々でございます。それプラス、叙勲された方がお世話になった方と、あとのご親戚等、お披露目をしたい方も含めて、名簿を叙勲をされた方につくっていただいて、町は行政機関、各種委員会は自動的にご案内いたしますと。その他の招待者については、叙勲された方の範囲にお任せしますと。ただ、遊楽館でやるということが前提でございますので、その収容人員を勘案してお願いしたいというふうなことをお願いしているところでございます。

各賞受賞を祝う会は、3,000円をいただいております。叙勲については、5,000円をいただいております。となりますと、今回3名の方が受章されてございます。短期間のうちに、悪く言えば3回も呼ばれる方々がいらっしゃいます。議員含めてでございます。これがずっと頻繁に続くということであれば、その負担及び各種委員であっても、その方と縁もないと言っては失礼でございますけれども、そういった方々もおられることは事実でございます。今回3回続かせていただいて、もしご意見が、これは大変だとか、ずっとずっと呼ばれるということに關してどうなのかというご意見も多分出てくるのではないかなというふうに想像はしております。

した。今回の短い期間でございます。そういったご意見があれば、それらにちょっと耳を傾けさせていただいて、今後のあり方についての検討してみたいと思います。しかし、現時点では数々の功績を残された方々をお祝いするというのは、町として当然であろうというふうに私の立場では理解してございますので、今後も続けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 叙勲の関係でほとんどが恐らく業界団体に功労があった者というようなことで叙勲を受けるというようなことなのかなと私なりに理解をしております。

行政でやってくれるというのは、これはやっぱり功労に対する手厚いやり方なのかなと、私自身はそれでいいのではないかなと思います。

ただ、行政がどの辺までそういったものについてタッチしていくのかというような、これも考える必要はやっぱりあるのではないかなと。

善意の気持ちについては、これは今課長の言われたようなことで私も同じ考えでありますけれども、ただ角度を変えると、そういうような見方もされかねない問題でありますので、そういったこともやっぱり含めて、そして受章者も、出席者も、主催者も喜んでやれるような祝賀会にしていいただければいいのかなと、こういうふうに思っております。わかりました。

それから、もう一点だけですけれども、防災の関係で同僚議員からもあったわけありますけれども、防災無線の関係です。3.11のときに三陸地方一帯の自治体のほうで、この防災無線についてはほとんど聞こえなかったという総括をしているのです。それはそれとして、当町も3.11前から、こういう防災設備やっていますから、恐らくその総括を踏まえて、この防災無線を網羅したというようなことではないのかなと私思っております。その中でなかなかこの問題は、もうかなり前から聞こえる聞こえないの問題で、永遠の課題的なようなことになってきているのかなという感じが私するのです。

それで、3.11のときの総括は、やはり防災のスピーカーが本数を多く立てるのではなくて、高く立てたほうが聞こえがいいというような、これが三陸の今回の3.11の総括なのです。だから、そういう意味からすると、町でこれだけのお金を投資して、町民の安全のためにお金を使っているわけですから、今の防災無線の性能をできるだけ引き出すという、こういう努力はしていただかなければならないのですけれども、ある程度私は限界があるのではないかなという感じがします。その辺はやっぱり、いや、改善します、改善しますというだけで、延び延びというような、これが本当に町民に対する対応なのかなというようなちょっと感じもしますので、その辺も町の今現在の防災設備の性能なり、そういうものを町民に対してある程度知らしめることも必要なかなという感じがします。そうしないと、苦情ばかり多いのではないかなという感じがします。

そして、この苦情に対してやっぱり耐えられないものについてもそういう課題を残していく

というのはどうなのかなという感じしますので、その辺について担当の総務としてはどういうふうに考えておりますか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） このたびの地震においての聞こえなかったということもいろいろな報道の中で私も見ているところであります。なかなかやはり議員おっしゃられるように、100%ということは多分これは無理、この場でこういうことと言って大変申しわけないのですけれども、やっぱり個別的状況を考えますと、100%の方々がすべて承知できるということは非常に難しい問題だと思います。

防災、同報系無線というのが従前からあるものでございまして、これは同時放送できる無線を利用したものということで、これが東日本のほうに相当前から、特に海岸地帯においてはこれが整備されてきておったものでございます。

かつ進んでいると申しますか、それとはほかに、前にも申し上げましたが、各家庭の中に個別受信機、これは無線を使っておりますので、スピーカー に流す放送と同じもの、結局スピーカーで受信していると同じ内容を各住宅の中に配備をすると言っているところもでございます。これは、信号が最初に流れまして、その後に音声も出ると。放送していると同じ内容が聞こえるというものでございます。できればこれを当町はやりかったということでございますが、当時計画した段階で、それはアナログの電波を使用していると。今度は総務省の方針の変更で、そういった部類についてはデジタル方式を用いないと、補助該当にはなりませんよというように要綱が変更されております。デジタル方式で構築した場合に、前にも申し上げましたが、10億近い金額が発生すると。個別受信機を除いた場合でも7億になるだろうという当初の試算がございました。それと同時に並行されてきたのがインターネットの普及に従って高速回線が必要になってくるというふうなことが当時の状況で取り組むべき課題となったものでございます。

したがいまして、それもやった場合といいますと、莫大な金額が発生するというので、これを何とかうまくやる方法はないかということで、無線によらない光ファイバーケーブルを利用した防災放送というふうに計画を持ったものでございます。

防災無線であろうと、有線の防災放送であろうと、スピーカー塔については同じでございますので、それについては従前の防災放送をやっているところを参考にしながら計画をしたところでございます。地図等により集落の配置状況等を加味して、それぞれのスピーカーの向き、スピーカーの個数、出力を設定したものでございます。前にも申し上げましたが、あくまでも机上でやったということでございますので、最終的にはそれらの修正は当然最初から必要になるというようなことで設計側にも伝えているところでございますが、意外とやはり当町の地形等の問題が影響しているせいだと思います。これもあると思いますけれども、思ったよりはっきり聞こえないと。場合によっては、前も言われました、昔の30基でやっていたときより本数

がふえたにもかかわらず、かえって聞こえないとか、ちょっと考えられない状況も発生したということが今の課題になってございます。

先般申し上げましたとおり、今もやっておりますが、防災座談会でやはりそういったご意見も承っておりますので、通常放送しているものについては広報もしくは区長回覧等でお知らせしている内容をその時期が近づいているというふうなことで改めてお知らせをしているものであります。これは、通常放送でございますので、緊急時の点検も兼ねてやっているものでございますので、何とかご勘弁をいただきたい。

しかしながら、緊急時に聞こえないということについては、これはあってはならないということでございますので、緊急時に鳴らす信号を座談会の際に、実際に皆さんの前でお流しして、この音が放送塔スピーカーから聞こえたら、窓をあけるか、外に出て聞いてくださいというような説明をしたものでございます。それは、あらかじめうちの中では聞こえないということとは想定しておりましたので、特殊な信号音を用意をしております。前にも申し上げたように、これを年数回、訓練の際に、この音が聞こえたら避難訓練をしていただきたいと、自主防災組織で。そういったことを今後やっていきたいというふうに考えているところであります。

しかしながら、今申し上げましたように、聞こえない箇所については大体把握をしておりますので、今業者のほうと打ち合わせをして、これは本数をふやせばいいのか、出力を上げればいいのか、もしくは新たにもう一本立てる必要があるのか、そういったことを今やっている最中でございますので、すべてが解消できるかどうかということは、最終的にまとまった段階でないとわかりませんけれども、来年度予算以降、これらの修繕計画を立てまして、順次か、一挙にできれば一挙にやりたいものでございますが、ある程度の予算がかかるとなれば、なるべく早い年限での改修と申しますか、改善と申しますか、そういったことを実施してまいりたいと考えているところでございますので、若干気になって、おしかりも受けている、もう承知してございますが、今計画を立てながら、来年度以降実施してまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1 番（外山正利） 答弁は要らないわけではありますが、今防災の関係で座談会やっているという中で、町民の安全についてはこれは限りなく追求をしていかなければならないということはやっぱ言うまでもありませんけれども、ただ現在の防災システムの中でのある程度の限界があるとすれば、余り過度な安心感を町民に与えると、逆な、いざ災害あったときに裏目になるというようなこともあるわけですので、そういった今の防災の実態を町民にやっぱり、防災設備の状態を町民にきちっとしておくということが私は大事なのではないかなというようなことを申し上げて、質問を終えたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

(午前 11 時 42 分)

(休 憩)

(午後 1 時 00 分)

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。8 番、佐藤正美君。

○8 番（佐藤正美） ページ数は16、17、担い手育成費及び産地・ブランド化促進事業費、この中で17ページのほうに農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金、それから既決予算の不用額、それから新規事業と、予算計上されています。

その下、負担金補助及び交付金の中で地域振興作物振興事業費補助金、活力ある園芸産地創出支援事業費補助金、これも既決予算不用額、それから新規事業とあります。まず、この説明をお願いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） お答えをいたします。

最初に、担い手育成費の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金の既決予算不用額の内容ですが、真室川町農協が事業主体になって取り組む計画でありました旧安楽城支所を利用した農産加工所の整備と、それから旧小松商店を利用しました産直施設の整備の内容の関係で当初両方、加工所と産直施設の整備を予定しておりましたが、事業主体の側で事業振興を早めたいというようなことで産直施設分について、県の補助事業要件を満たさない取り組みとなってしまうしました。したがって、その産直施設分の県費相当分を事業額の減額としたために不用額となったところであります。

新規事業につきましては、事業主体がひまわり農場さんでありまして、米の色彩選別機1台と堆肥切返し用のホイールローダー1台を整備するための事業となっております。

続きまして、4の産地・ブランド化促進事業費の地域振興作物振興事業費補助金の関係であります。これは転作田を利用した園芸作物、飼料作物の作付推進ということを目的とした事業であります。平成24年度分の実績について既に確定したために、その差額分94万9,000円が不用額というふうにして算出されたところであります。

さらに、活力ある園芸産地創出支援事業費補助金ですが、既決予算不用額については当初予算で事業執行をしたところ、請け差が生じておりますので、その分の不用額であります。

さらに、新規事業としまして、真室川町農協野菜生産組合が事業主体となったネギの管理機、根切り機、枝豆の選別機、アスパラの選別機、ウルの動噴等と、阿部農機さんが事業主体となっております里芋関係の管理機の事業要望ということでの内容というふうになっております。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○８番（佐藤正美） 24年度分の山菜及び夏秋野菜等の販売、大体もう終わったのではないかと思いますのですが、この販売額なんかはまだ把握しておりませんか。

（何事か声あり）

○８番（佐藤正美） 引き続き関連して米なんかもどうでしょう。どの程度出荷されているのか、販売されているのか、そういう数量の把握していませんか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 販売額の数値については、まだきちんとした数値を整理しておりませんが、概況としては数量的には、まず最初米についてはほぼ前年と同じ販売、ＪＡを中心とした実績については、集荷量については前年と同等程度というふう聞いております。

園芸部門につきましては、特に夏野菜部分ですが、まだ出荷等継続している作物もありますが、夏部分の概況としましては数量的には前年同等程度いっているものの、単価等の伸び悩みということで前年産を下回る見込みというふう聞いておるところです。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正美君。

○８番（佐藤正美） では、今の段階では量的にはわかるけれども、金額的にはわからないということですね。まだ会計年度としては３月まであるわけですから、これからいろんな野菜もまだ継続して出荷されると思うのです。

それで、ちょっと質問項目を変えます。14ページの障害者自立支援費の中で、先ほど高橋保議員が質問されました。この当初予算から見ると、やっぱり補正が3,000万ということは約３割強、これ増額しています。

まず初めに、この障害者自立支援認定を受けるためにはどのような要件が必要なのか。

それから、この自立支援給付費の項目、給付項目を見ますと、約10項目ほどあるようです。その中で介護費用というのが一番大きいようですし、次に訓練給付費というのがあります。これは、多分リハビリ関連だと思うのですが、これ自立支援ですから、訓練をすることによって健常者並み、あるいは健常者に近いような、回復できるような訓練を目指してされているのかどうか。

それから、一番先に、どの程度これらの給付を受けているのか。たしかさっき８名と言ったのですか、ちょっと聞きそれたものですから、聞かせてください。

自立支援のための訓練給付費を受けて訓練した場合に、過去に実績としてどの程度の方が回復するといいますか、健常者に近い状態になるのかどうか。過去においてどういう状況なのか。

それから、仮にそれに至らなかった人というのは、その後どういう対処をするのか。その辺を聞きたいと思いますが。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） まず、認定というお話でありました。障害者の手帳等の取得に関しては、

その方々の障害の状況に応じた医師の診断、これがまず最初になるわけですが、それを受けて、必要な要件が、書類が整えば、県に障害者についての手帳申請をするわけです。その方々が今度サービスを受けたいという状況になりますと、サービスについてはその方々がどういうサービスを受けたいか。そして、その障害度合い、区分等々について審査会、町で設定しておりますが、その審査会を経て、区分を確認した上でサービスが受けられる範囲を定めているという状況であります。

入所等に関しては、今度最上管内もしくはそれぞれの施設の中で入所できないという状況が個別に判定されます。というのは、その施設での受け入れ体制、先ほど職員体制という話をしましたが、余り重度の場合はその施設では受けられませんとか、他町村の利用もありますので、他町村と協議した上、順位を広域的に定めておりますので、その状況に応じての利用になります。

訓練ということですが、ここで給付されている訓練等という内容につきましては、議員がおっしゃるようなりハビリではございません。基本的には就労移行支援、先ほども他の議員に申し上げましたが、就労移行支援、あとは就労継続支援、さらには共同生活支援という区分の分を訓練等給付という区分けになってございますので、それを受けたからどこまで回復したかというような指標はございませんので、ご了解ください。

3月末での就労継続支援については、21名利用者おったので、それに先ほど申し上げた部分に加わっておりますので、現段階で5名加えた26名が、A型とB型というのがあるものですから、両方合わせますと26名になっているかなというふうに思います。

さらには、共同生活支援ということは、先ほど申し上げましたように、4名今利用というところであります。

以上、ご了解ください。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 同僚議員も質問なさっておったようでございますけれども、6款農林水産業の担い手育成、産地・ブランド化促進について、その前に農業委員会の会長、昨日管内における食味の米のコンクールにおきまして最優秀賞というタイトルをとったというふうな、新聞で伺いました。大変におめでとうございました。

それから、そうした技術というのは阿部会長一人のものでもなくて、やっぱり農家の皆さんに伝えていただければ、これありがたいのではないかなというふうに思いますし、感想を求めたいと思いましたけれども、それは後でまたゆっくりお聞きしたいと、このように思います。

ところで、担い手と産地・ブランド化で新規事業に関しまして同僚議員から、野菜栽培における機械の事業費であるというふうなお話ございました。そうした機械の選択と申しますか、これ農家が主体になって選択をしているのか。また、農協のほうが選択して、これがいいだろ

うというのか。行政のほうで指導しているのか。この辺のこと１点と。

そうした機械類、１台幾らぐらいのものなのだろうかというふうに疑問がありましたものですから、事細かく説明をしていただければありがたいかなというふうに思います。

それから、続けて、防災に関して総務課長、同僚議員から防災に関して避難所のお話が出ておりました。１次避難所、２次避難所というような体系づくりをしているようでございます。その中でずっと話を伺っておりましたら、１次避難所につきましては建築基準法によって63年11月以前に建築されたものは、耐震の面から見て弱いのではないかと、不安を持っているような話をされておりました。そんな施設を１次避難所として指定して、本当によいのかなというふうに思うのです。

そんな中でも随分と古い施設があるのでないでしょうか。30年代、40年代、平成に入って基準を満たしているだろうというような建築物は数少ないわけです。そういったことで今この防災に関する説明会ということで要望があって、各地区でやっているようでございますけれども、大変地域の皆さんも関心持って、多くの方が参加していると、こういうことでございますので、そうした施設について、遠慮しないで明快に、これはちょっと危険ではないかなというぐらいは、やはり伝えておくべきではないかなと。

そして、その後の対策として、総務課長は国の助成、補助があれば耐震化にもどんどんやっていけるのではないかなというふうな話ありました。待ってられないと思います、国の制度とかいろんなもの。これは、私ども議会としても、それは国に要望していきたいとは思いますが、これは古い建物の順から、やはりある程度の地震に耐え得る、そういった強い建物にするということが必要ではないかなというふうに思うのです。筋交いを入れるとか、いろんなわずかの予算で済むようなこともやっぱり行政として方策の中に、制度の中に入れて、順次地震に耐え得る建築物と、避難所というものを想定していかないと、大変ではないのかなと、こういうふうに思ったのです。

そういうことで、今の２点について答弁をお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 事業の詳細ということでお答えをさせていただきます。

最初に、農林水産業創意工夫プロジェクト支援交付金の新規事業、ひまわり農場の関係でございます。色彩選別機とミニホイールローダーというお話をさせていただきました。色彩選別機は、米の斑点等の被害を除くための機械でありまして、減農薬・減化学栽培という特別栽培で米の栽培に今現在取り組んでいるところであります。山間地ということでカメムシの被害に遭いやすいエリアということがあるのですが、一方栽培した作物については、農薬を慣行と比べて半分以上減らすという特別栽培のやり方でしているというようなことで、農薬はかけられないけれども、かけないとカメムシがついて被害粒になって等級が下がってしまうという悩み

があります。そこを解決するために農薬を減らし、万が一被害粒が出たとしても、この色彩選別機という機械をもって被害粒をはじくことによって等級を下げないで済むというような趣旨の機械であります。作付面積として12ヘクタール相当分の機械を想定されております。

さらに、ミニホイールローダーにつきましては、当該ひまわり農場につきましては、米のほかに大豆についても作業受託生産をされています。その大豆についても土づくりの推進ということで堆肥の利用を進めているわけなのですが、今現在堆肥舎を保有はしているのですが、良質の堆肥のために攪拌という作業が必要になります。その部分について、今まで機械がなかったために、あるいはトラクターを利用した汎用機での作業だったために、良質の堆肥をみずから確保することができなかったということで、そのミニホイールローダーを購入することによって良質の堆肥が生産できるということをねらいにした事業でありまして、堆肥的には年間550トンの生産目標としまして、その550トンをもとに、その550トンを水稲について12ヘクタール、飼料米について23ヘクタール、大豆について64ヘクタールに散布するために使用するという計画になっているようであります。

機械等の選定の方法の関係であります。基本的には各事業主体の事業計画をまず立てていただきます。その事業計画を、当然なことですが、規模について収支が見合うか、販売計画等、将来見通しが立つかというものを町で審査といいますか、調整させていただくとともに、この創意工夫プロジェクトにつきましては、県の補助事業をベースにしておりますので、県の審査会というのがございまして、その中でも産出額増大の可能性でありますとか、雇用の創出の実現でありますとか、さらには実現性ということで収支の見込みも含めて審査の上、採択というような仕組みになっておりますので、その規模決定に当たっては二重の審査をした上での事業採択という仕組みになっておるところでございします。

一方、活力ある園芸産地創出の関係ですが、1つが真室川町農協の一関連組織であります真室川町野菜生産組合が事業主体となつて行う事業ですが、まずネギの管理機について、事業について65万3,000円、それからネギの根切り機というのがございまして、49万4,000円、それからネギのラジコン動噴機というようなことがございまして、164万5,000円、枝豆の選別機ということで52万5,000円、アスパラの選別機ということで60万4,000円、ウレイ用の動噴機ということで81万2,000円。

一方、もう一種の阿部農機さんについては、里芋絡みでけば取り機というようなことで2台、合計して112万4,000円、それから培土機ということで37万7,000円というような事業費の内訳になっておりまして、収支計算、それから採択については創意工夫プロジェクト支援交付金に準じた内容で審査をさせていただいているところであります。

それから、先ほどの創意工夫のほうの事業費の内容であります。米の色彩選別機については262万5,000円、ミニホイールローダーについては787万5,000円というような内容になってお

ります。

活力ある園芸産地の機械等の選定でありますけれども、これについても事業主体で選定をま
ず一義的にしてまいります。事業計画が立てられます。それを町、県のほうで審査、調整の上、
確定していくというような進め方になっているところです。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 1次避難所の件でございます。私さっき何か勘違いしたようで、昭和63年
と申し上げたかもしれません。昭和56年の9月30日以前で、ちょっと63年と申し上げたら、済
みません。訂正方お願いいたします。

（「もう一度、五十何年」の声あり）

○総務課長（新田隆治） 昭和56年9月30日までのものについては、建築基準法上、危険性がある
ということで、必ずしも壊れるということでもございませんので、この分館でございますが、確
かに古い分館はございます。さっき私そこお呼びかかっていないと申し上げました。ちょっと
平岡のほうに行ってみいました、この間。馬頭観音があるところ。あれは昭和39年というこ
とになってございます。そういうような区長さん方とお話ししましたら、やはり古いのだと、
こういった防災の観点からも建てかえはしたいのだという経過があるので、いい補助金等あれ
ば、なお教えていただきたいと。目指しているところのようでございます。

そういったところもございまして、先ほど申し上げましたように、古いということはわかっ
ていても、なかなか負担金等の関係で建て直すことができない、もしくは集まる機会がないと
言っては変ではございますけれども、総会1回程度の使用しかされていないところもあるやに
聞いてございます。そこを避難所に指定するということについては、これはある程度の問題は
あるのだろうというふうには認識はしております。これについて、自主防災組織の中でその避
難場所と避難経路、必ずしもこの1次避難所にみんなが来るということではございません。も
しかしたら自宅が壊れる前に公民館のほうで壊れる可能性も高いわけでございますし、昭和
56年以前の住宅にかかわらず、全員が何かあったら1次避難所に避難しなさいということでも
ございません。

それにつきましては、状況によりまして、例えば広場でございまして、極端に言えば何も
ない田んぼに一時的に、地震がおさまるまで避難していただくと。これは、冬の場合どうする
のだということもあろうかと思うのですけれども、危険性の高い建物に集まるということでは
なく、危険性をまず個人で回避していただくというのが大原則でございますので、とにかく
にも自宅のたんすでございましてとかテレビとかというものについて倒れるのを防止するもの
は、今ホームセンター等で安価で売ってございますので、仮に住宅そのものが昭和56年以前で
あっても、そういった工夫をすることによって、全壊をしない限り危険は回避できるものと。
これは、一義的に個人でやっていただくことになってございます。

その後、自宅にいたことができないというような状況になった場合に1次避難所に身を寄せていただくということでございますので、その段階でこの1次避難所がどういう状況にあるのかということによってその状況も変わってこようかと思えます。

発電機を使用する場合は、停電等が予想されますので、やはりあとはニュースソース、テレビ、停電になれば、ラジオが聞きづらいとかというよりはテレビを見たいといった方、あとは心細いので、みんなが一緒にいるところに集まりたいといったひとり暮らしの方でありますとか、そういった方々が集まった場合にこの発電機等が有効なものになるのではないかとというようなことでの配備の計画でございます。

したがって、避難所を直すために分館そのものを改修というのはなかなかこれ難しい問題がございます。したがって、先ほど申し上げましたように、例えば耐震するにはどのぐらい予算がかかるのかということで一般住宅の改修計画、これを分館のほうにも適用させて、分館としてもかなり古い、できれば建てかえたいというようなお気持ちがある。では、幾らかかるのだと。例えば建てかえなくて補修で済むという場合も当然これでございますので、建てかえることはできないのだけれども、ではある程度補修をして、内装等をして、バリアフリーをしてというふうな要望もあろうかと思えますので、一般住宅に適用している耐震改修の診断をまず分館等にも拡充してみたいなというふうな気持ちがございます。

それ以降につきましては、実際にやる場合、これは多分何百万とか、そういった予算になるかと思えます。これを分館に対してとなりますと、なかなか厳しいものがございます。今ざっとはじきますと、55分館中27分館が昭和56年以前に建築されたものではございますが、必ずしも危険だということでもないの、まずもって改修をする必要があるのかどうかということの目安をまず地域の方々に持っていく必要もあるのではないかとこのように考えてございますので、大きな改修については耐震改修促進法でございますとか、いろんな法律はございますが、まだその補助制度がないということで、やはりこれは災害に関しては国が第一義にやるべきものでございます。

でございますので、こういった大きな予算が発生するものについては、全額とまでは言わないのですけれども、交付金が入るべきような、やはり手段を講じながら、町としても上乗せをするということでありますとか、現実的になった場合のお話でございますけれども、そういったものはこれから当然必要になってこようかと思えます。

ただ、今すぐとなりますと、なかなか今の分館の補助費及び各地域における資金力と申しますか、あとは防災に対する積極的な考えがあるかどうかということで大きく変わってこようかと思えます。そういった場合は、先ほど申し上げましたように、例えば隣の地域でございすとか、すぐ2次避難所でございすとか、そういった手法をとる必要もあろうかと思えます。いきなり全員2次避難所、大きいところまで来いというのも乱暴でございますので、これは各

自主防災組織のほうと……先般お願いしているのは、自分から1次避難所もしくは2次避難所に行くまでの経路を各地区において設定をしていただいて、それを逆に私どもに教えていただきたいというお願いをしてきてございますので、その中で1次避難所がこれはちょっとうちの公民館危ないよということになれば、では2次避難所に行く経路を設定しましょうというような相談にも乗りながら、なるべく危険なところには近づかないというような相談も必要であろうと思います。

ちょっとはつきりはいたしません、何分莫大な予算が発生するというふうなこともございますので、命ということを考えた場合、それが答弁としてよろしいのかどうかということは難しいとは思いますが、やはりこれらの制度は真室川町だけではないものでございますので、これは全国的に統一した災害対応というふうなことで大きなテーマとして掲げていく必要があるのではないかというふうに考えてございます。現時点では、そういう考えを持ってございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 産業課長、その機械類であります。これは、補助率どのぐらいになっておりましたか。大変高価な機械もあるのです。ミニホイールローダーで700万以上もしている。800万近い金額が出されております。そんなわけで補助率どのぐらいになっているのか。

それから、総務課長、今56年9月30日以前と言いましたけれども、この表の一覧見ますと、非常に古いものでは関栗の分館、これかつての分校の廃校だと思っております。これ大正13年のんです。それについて、田郎の分館というのがあります、大沢地区の、昭和10年。数字見ただけでも相当古いですよね。やっぱりある程度の補強を指導していくというか、やらないと、1次避難所ですよ、どうぞというわけにはいかないのではないかなと私思うのです。

それから、先ほど地震になった場合、田んぼになんて言っていましたけれども、雨降って、大雪で、地震になったとき田んぼに逃げられますか。そういうことまで、細部にわたって検討した上でこうした避難所というものを設定しなければ、地域住民の人たちも安心していられないのではないかなというふうに私は思うのですけれども、大規模な改修というような総務課長の考えでもいるようでありますけれども、それはやっぱり大きな予算が必要になりますので、先ほども言いましたように、私ども議会でも陳情、要望というか、やっていかなければならぬのだろうというふうに改めて思いました。

そういった観点から、本当に近々そうした補強が必要な施設もあるのではないかなというふうに思います。

それから、教育委員会、これもけさの新聞ニュースで見ましたけれども、土田教育委員長が再任されたようであります。ことしも学校の統合、いろいろなこと、またご難儀をかけると、こういうふうに思います。どうぞよろしくお願いしたいと。

そこで、バスの購入費2台と、このようになっています。この2台のバスの運用方法、今現在しっかりしたものがあれば、お聞きしたいと、こういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の補助率についてでございますけれども、県が3分の1、町が6分の1、地元負担が2分の1という制度になっております。

一方、活力ある園芸産地創出支援事業につきましては、県が12分の5、町が12分の1、事業主体が2分の1という制度になっております。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） お配りした資料に、たしか関栗は大正13年となっておりますが、これはあくまで建築年度を表示させていただいております。関栗分館はたしか1度改修をして今の公民館になっているということでございますので、改修内容まではちょっと承知をしてございません。そのほかの分館につきましても建築年度でなく、もし改修をしたということにつきまして、いつ、どのような改修をしたかということも含めて調査をさせていただいて、あとすぐすぐということはやはり難しいものでありますので、状況に応じて柱間とはりの間にL型の金具ですとか、そういった当面できるものについてはこちら相談に乗りながら、そういった指導も、空き家対策ということだけではなく、せっかくそういった対策もしてございますので、公民館についても危険性を回避するような手段を最初に講じておいてから、そういった制度的なものについては粘り強くお願いをしていかなければならないと考えてございますので、まずはできるものが何であるかをちょっと調査をさせていただいて、取り組めるものについてはやってみたいというふうに考えてございます。

あと、やはり地震には、田んぼの真ん中ではなくて、私は逃げていただきたいと思います。自分のうちが危険であると、ガラスが割れたということになれば、これは冬であろうが何であろうが、まず危険なものから逃げていただくと。柱の直下にいるのがいいとか、いろんな情報があります、回避の仕方として。ですが、かなり建築年次の古いものについては、やはり広い場所に逃げていくというのが一番私は有効なのではないかなとも考えてございますので、とっさにそのような行動ができるかということはまた別問題としましても、ケース・バイ・ケースであろうというふうに思います。まずもってやれる範囲のものをちょっと調査させてもらいたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） スクールバスの関係についてお答えをいたします。

スクールバス、今回2台の購入費を補正にて計上させていただきました。統合の説明会、あるいは意見交換会等、地域、保護者含めて、重ねてまいりました。その中で非常に多くの要望としてスクールバスにての登下校、そのような考えが多く出されてございました。それらを受

けて、統合準備委員会の中でもスクールバスにて通学させるべきという答申を教育委員会でいただいたところであります。

行政内部としては、ＪＲ含め、あるいは路線バス含め、複数の交通手段が考えられますので、どういう方法がよろしいのかということで検討をいたしました。路線バス活用についても担当課のほうに大変難儀をいただきながら、いろんなシミュレーションをさせていただいたところでございますが、最終的に安全性、利便性、安定性、そういう観点から、特にＪＲなんかは今も不通になったり、おくれたりしています。安定性がないということでもありますけれども、そういう３点の視点からして、やはりスクールバスということの決定をさせただけでいただいたところでございます。

２台という部分については、今後予想される生徒数を含めて、２台必要だというふうな考えに立ってございます。

運行経路としては、その年々の中学生の住居、所在によって変えていかなければいけないというふうに思いますが、２５年度想定している部分については、釜淵から発の１台、それから塩根川にも生徒さんいらっしゃいますので、塩根川発の１台と、そのような経路を考えてございます。

あと、登下校の利活用という部分だけでなく、校外活動、これについても当然スクールバスは使っていきますし、土日の部活動等についても契約を結びながら、運転手を委託、これは無償委託ですけれども、しながら、活用していただいておりますので、及位中学校用のスクールバスについても当然部活動にも開放していくということになってこようかと思えます。

あと、学校教育活動に支障のない範囲でいろいろ社会教育事業等々、有効活用していくという考えに立ってございます。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤一廣君。

○９番（佐藤一廣） 産業課長、ぜひ農家の要望というか、小まめと言うよりも、微に入り細に入り、要望等伺いながら、そうした機械類に対して補助を出してもらいたいと、このように思います。

というのもやはり農家、新しく投資するということで足踏みするのですよね、なかなか先行き見えないということで。そういう意味では、やっぱりある程度の呼び水といいますか、そういったことが本当に農家にとってありがたい施策になるのではないかというふうに思うのです。その辺のところ、新年度２５年度もやれるのかやれないのか、そういったことも伺っておきたいと、このように思います。

防災につきまして総務課長、町民が住んでいるわけですからもう少し、真剣ではあると思うのですけれども、命がかかっているわけですから、町民も。やはり本当に安心して、そうした説明を受けて、これで大丈夫だなと言われるような説明会していただければ、これはありがたいのではないかとこのように思います。

それから、教育委員会、バスの運行、やっぱりいろんなところでスクールバスの事故等々出ていますね。以前にも町内でも出ました。そういう意味では、本当に運行に対して細心の注意を払っていただいて、子供たちを乗せていただければというふうに思いますので、これ本当に注意していただきたいと、このように要望しておきます。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 双方の今般の補正に上げさせていただいている事業等に県の助成制度をベースにしております。県のほうでは、4年に1回、制度の大幅な見直しということを踏まえながら、現場のニーズに沿った事業展開といったことをされております。

25年度の内容については、県ではまだ未確定とはなっている状況であります。情報収集に努めながら、さらに議員ご指摘のとおり、やっぱり投資をしていかないと生産額は伸びていかないというのが今の農業生産の仕組みでありますので、当然財政制約ということはあるわけですが、その生産拡大につながるような施策を推進してまいりたいというふうに私の立場では考えるところでです。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありますか。10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 同僚議員からもありました農業委員会の会長、新庄最上管内の食味コンクール交流におきましてつや姫の部、最優秀の受賞、大変おめでとうございます。この場をおかりしてお祝いを申し上げます。

私からは、16、17ページの担い手育成費に関する人・農地プランについてお尋ねしたいと思うのですが、議長、この辺の項目にはありませんが、担い手育成費ということで質問をさせてもらいたいと思いますが、よろしくお取り計らいをお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 余り深く入らないで、質問を許可します。

○10番（五十嵐久芳） はい。

この農地集積協力者交付金、これらも人・農地プランの中での一つの施策の交付金になっているかと思います。

そして、この人・農地プランについては、それぞれの自治体、町がプランを作成することによっていろんな形の事業展開、交付金等々、こういうものが出されてくる流れになっていると思います。

そうしたところで、現在このプラン作成がどの程度進んでおるのか。その進められてきた経過、これについてどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 人・農地プランの関係でございますけれども、平成24年度から具体的に政策化されたということで、町としましては早期に情報をつかみながら取り組んできたところであります。

まず最初に、平成24年の3月に定例的に米政策関係の制度説明というようなことで、全集落を対象に集落座談会を行っております。その場でも説明等を行ってきたところであります。

実行組合につきましては、全町で72地区が設定されておりまして、その3月の段階では13地区からプランを策定してみたいというような意向が出されました。

さらに、6月ですが、この人・農地プランにつきましては、青年就農給付金を受給するためには人・農地プランに就農者というふうにしリスト化されていなければならないという条件がありますので、並行して説明をさせていただいているのですが、6月にその青年就農給付金の説明をさせていただいて、当初13名ほど参加者がいらっしゃったのですが、最終的には7名の方が具体的に受給するための手続に進んでおられたという経過があります。

さらに、6月に全集落、全農家を対象にプラン作成に向けての状況を把握するためにアンケートを行ったところであります。改修率については約7割、その7割のうちプラン作成に、みんながやるのなら参加するよということも含めて、前向きな意思のある方が7割という結果でありました。

そういったものを踏まえて、さらに8月から具体的に集落に入りながらプラン作成を行い、8月中に町として人・農地プランの検討会議を設置しまして、会議の中で当初申し上げました7地区、その7地区のプランについて認定したところであります。

なお、さらに、これ今年度で終わりという事業ではない見込みですので、今後とも農閑期ということ伺いながら、あるいは2月、3月の集落での説明会の折についても集落にまたさらにお邪魔しながら、ご案内、説明等を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、きょう現在でプランが策定された地域につきましては春木、柏木野、新田平岡、共栄北、小川内、大池、釜淵、釜淵というのは実行組合で言う釜淵A、B、2、3、4、5、6、森の越を全部含めて釜淵を一つの地区という設定での策定になっております。

以上、経過ということです。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） こうしたことからののですが、先ほど同僚議員からも区画整理等々の話が出ました。やはりこういうプランの中からといいますか、区画整理をしようとする、圃場整備をしようとする中からと申しますか、こういうものがタイアップ的に行われることによって集積等々、営農に必要な構造改革が行われるものと私は私なりに感ずるわけです。

ただいまも課長申しました青年就農給付金ですか、これらもかなり厳しいような選定方法もあったようです。7名ほどが該当、真室川ではなっているようなのですが、この集落のくくり、今ちょっと7地区のものを見ますと、自治区になるのか、それから釜淵地区は全体のものになっているようなのですが、ここら辺のくくりをちょっと感ずるわけなのです。この自治区内のくくりなのか、その団地内のくくりなのか、隣の団地も含まれるこのくくりの団地形成になる

のか、そこら辺をどう考えながら、この農地プランを進めているのか。そこら辺のものをまず聞きたいと思います。

そして、この農地プランによってメリット、利益、不利益、デメリットあるわけなのですが、こういうようなのを一つの対象といいますか、精査、これらはよい点がどうなのか、悪い点、これを作成しないと、こういうものがだめなのだよとか、そこら辺の一覽表的に精査をしておければ加入等々、作成の方法、いろいろやりやすいような形がするわけです。そうしたところのメリット、デメリット、そこら辺のものを、作成は後でいいですけども、そういうものがどのようなものがあるのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 1点目のプラン作成の範囲であります、要綱上はどのようにでもいいというふうになっています。極端なこと言えば、町一本でもいいよというふうな制度であります。

しかしながら、制度の目的としては、あくまでも強い経営体の育成と、担い手の集積ということが目的でありますので、営農の実態からすると、町一本でのプランというのはいかがなものかということで、まず営農の基本であります集落、もしくは実行組合ということプラン作成の単位として進めてきたところであります。

しかしながら、実態としましては、さっき申し上げました釜淵地区のように、営農の範囲が実行組合を超えて釜淵地区として一定化していると、そのほうがより実態に合っているということでございますので、そういった対応をさせていただいていますし、また実態としては出作、入り作も相当な広範囲に広がってきているというのが今の町の農業の実態であるというふうに受けとめております。

要は営農区域の範囲の広がりが相当広がってきているということですので、それにあわせてプランの設定も集落を超えて、複数集落との接点も可能となっておりますので、そこら辺は形式的に策定するのは町というふうになっておりますが、実質的に作成といいますか、いろいろな将来のことを話し合ったり、先ほどお話しあった基盤整備の話題を討議したりというのは集落、地元でということになりますので、柔軟にプランの設定単位については対応してまいりたいというふうに考えております。

メリット、デメリットということですが、メリットについては国の政策誘導ということでございますので、先ほど申し上げた農地集積協力者交付金でありますとか、青年就農給付金でありますとか、あるいはそのプランの中で中心的な担い手に位置づけられた方にはL資金、当初5年間無利子になるとか、そういったようなメリットがございます。

デメリットについては、そういったメリットを受けられないということと、やはり今現在大変皆さん農家であっても農閑期がないというような時代状況であると思われます。作成というのは、役場の職員が行って、紙と鉛筆を持って行ってできるということではなくて、農家の皆

さんの真剣な話し合いがベースにならないと、ただの紙ということになりますので、そういった討議といいますか、検討に時間を要するというのが、消極的な方からすればデメリットになるかというふうに思います。

なお、そのメリットにつきましては、今私が申したような内容を農家の関係者の皆さん用にパンフレットとして既に整理済み、配布済みですので、今後とも有効に、実際に浸透するように活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） この範囲のくくりについては、本当にその地域の実情がいろいろあると思うのです。やはり釜淵地区みたいに一緒にやろうという場所、例えば我々の場所でもそうです。内町、木ノ下と一緒に団地形成をしているわけです。そうすると、実行組合単位でなく、やっぱりその周辺の合同した取り組みでないと、なかなかこの集積事業等々が進んでいかないというような流れにもなろうかと思しますので、制度もくくりが余り厳しくありませんので、その地域の実情に合わせた取り組みを啓蒙をし、支援をしながらできる限り、今メリットというものもありますので、やってもらいたいと思います。

そして、やっぱりこういうものからいろいろ指導、支援をしながら区画整理等々に結びつけていければなというような、すごい思いをするわけです。今及位地区等々、ある程度話も進んできたというところが話ありました。

それから、端的にはありますが、安楽城のほうもいろいろ話が出ています。まだまだまとまるまではっていないようなのですが。やっぱりこういうものを含めながら、担い手を養成しながら農地プランによって交付金、助成金を仰ぎながら、これを一体化しながらの啓蒙、指導、そして助言をしながら実施に移されるようにというような、やりやすいような感じがしますので、進めてもらいたいなと思うところです。

この辺についての今後の取り組みなのですが、その点についてお尋ねをしまして、終わります。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 今後の取り組みということで、もう一度課内におきましてそれぞれの集落の実態、実情を点検をしながら、次の全集落に入る機械が冬期、1月から3月までの間で予定をしておりますので、緑、黄色、赤というようなのが実際に集落の実情があるというふうに認識しておりますので、できるところから進めてまいりたいと。目標は、100%ということですが、実態としてはいろいろな、進捗度といいますか、関心の度合いも含めて、色がございますので、早く進められる集落から進めてまいりたいと。一番進みやすいというのは、具体的な農地が動きそうであるとか、あるいは新規就農者が出そうであるというところが集落での話し合いもスムーズに進んできたという経過がございますので、まずそういった地域、エリアが第一

優先になるのかなというふうに思います。

あとは、熟度に応じて説明のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○10番（五十嵐久芳） 区画整理も含めて頑張ってください。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、人権擁護委員の推薦に関する議会の意見についてを議題とします。

このたび町長より人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求められております。

その趣旨等をお手元に配付しておりますので、ご審議願いたいと思います。

審議の前に担当課長より説明を求めます。町民課長、高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） では、人権擁護委員の推薦についてご説明いたします。

佐藤菊子氏は63歳で、町内の大池地区に在住しております。現在真室川町食生活改善推進協議会やほっとハート真室川（心の健康づくりのボランティア団体）の活動のほか、地元の大池いきいきサロンの代表をされるなど、地域を中心に活動され、民生児童委員としても活躍をされていることから、多くの地域住民と日常的に接し、住民の身近な相談にも懇切丁寧に対応しております。

これまでの活動や現在までの人脈、その人柄と豊富な経験により、地元の方々への対応など、大変評判がよい人物であります。

以上の活動や経歴から、地域住民の人望も厚く、信頼のおける人物であります。

推薦に当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議決後は、町長の推薦により法務大臣に推薦されるというスケジュールになっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） それでは、意見を求めます。意見はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認めます。

お諮りいたします。本案に対する議会の意見は、推薦のとおり適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 全員異議なしと認めます。

よって、本案は推薦のとおり適任者と認めることに決定いたしました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第3**、常任委員会の報告の件を議題とします。

総務文教常任委員長並びに産業福祉常任委員長から会議規則第77条の規定により調査報告書が届いておりますので、代表いたしまして産業福祉常任委員長より報告を求めます。高橋保産業福祉常任委員長。

○産業福祉常任委員長(高橋 保)

平成24年12月14日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

総務文教常任委員長 佐 藤 一 廣

産業福祉常任委員長 高 橋 保

所 管 事 務 調 査 報 告

平成24年第3回定例会において付託された両常任委員会所管に係る調査を下記のとおり実施したので、その結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 調査項目 町内農家視察研修

(1) 実 施 日 平成24年10月26日(金)

(2) 目 的 農産物の6次産業化へ向けた取り組みについての視察研修

(3) 調査場所

①真室川町伝承野菜「甚五右エ門芋」栽培・販売状況

②直売所「産直あさひ」加工・販売状況

③おかしの平和堂「真室川町伝承野菜スイーツ」について

(4) 調査結果 別紙のとおり

2. 調査事項 郡内先進地視察研修

(1) 実 施 日 平成24年11月5日(月)

(2) 目 的 委員の資質向上を図り、識見を高めるための先進地視察研修

(3) 調査場所

①最上町「カット野菜加工・販売状況」

②戸沢村「拘り野菜パプリカ栽培・出荷状況」

(4) 調査結果 別紙のとおり

結果報告につきましては、割愛させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これをもって両常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

議会改革調査特別委員会から中間報告の申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

したがって、議会改革調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

議会改革調査特別委員長の発言を許可します。議会改革調査特別委員長、佐藤一廣君。

○議会改革調査特別委員長（佐藤一廣）

平成24年12月14日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

議会改革調査特別委員長 佐 藤 一 廣

特 別 委 員 会 中 間 報 告

本委員会は平成22年3月第1回定例会において付託された事件を調査途中でありますが、下記のとおり中間報告をいたします。

記

1. 調査目的 議会活性化並びに議会改革について、幅広い見地から調査研究を行うため。
2. 調査経過 本委員会は、自らの議会運営について方向性を見出すべく、設置以来48回の会議等を開催し、慎重に調査研究を行ってきました。決定された項目として、議員報酬は現状維持、議員定数については11人とするものの報告をいたします。

なお、その他今後の議会改革については、さらに検討することといたします。

3. 調査概要 別紙「調査中間報告書」のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 次に、本件について外山正利君から会議規則第76条の規定により、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 昨日12月13日、佐藤議長あてに少数意見報告書を提出をいたしております。

特別委員会の委員長決議の保留者として、私外山正利、賛成者については佐藤勝徳議員でございます。

議会調査特別委員会において留保した少数意見を会議規則第76条の規定により、次のとおり報告をしたいと思います。

記。1点でありますけれども、意見の要旨。議会改革調査特別委員会の1調査項目である議員定数について、議会改革調査特別委員会において11人と決定されたが、昨今の経済情勢、人口の減少、議会運営上考慮しても、さらに定数を削減し、10人とすることに賛成するための少数意見として報告するものでございます。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） これから委員長報告及び少数意見の報告に対する質疑を行います。

初めに、委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

次に、少数意見の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これをもって委員長報告及び少数意見の報告を終わります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、議案を上程いたします。

発議第9号 真室川町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、以上1議案を上程いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6**、提案者より提案理由の説明を求めます。9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） ただいま議題に付されました発議第9号については、高橋保議員と佐藤正美議員の賛同を得まして提案したものであります。私から提案理由を申し上げ、議員各位のご賛同を得たいと思います。

発議第9号 真室川町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由。本件条例改正は、議会改革調査特別委員会において議員定数の適正化について検討を重ね、当町の人口の減少、財政状況を考慮し、議員定数を11人に定めることとしたため、当該条例の一部改正を提案するものであります。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） 日程第7、発議第9号 真室川町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 私のほうから議員定数削減（11人）に関する条例改正案に対する反対討論を行いたいと思います。

議会改革調査特別委員会の調査項目、議員定数について、議会改革調査特別委員会において11人と決定されたが、昨今の経済状況の悪化など、当町も歳入においても町税が減収するなど、厳しい状況が続いております。

また、財政面、人口の減少、町民サイド、議会運営などを考えても、さらに定数を削減し、10名とすることが妥当と思われます。

したがって、定数削減に反対するものではございませんが、定数11名の条例の制定に反対するものでございます。

4点について反対の討論を行っていきたいと思います。

1つ目は、財政的な面でございます。一般会計、財政構造の推移を見ても、平成19年、人件費が12億が、平成24年には10億と、2億まで人件費が下がっております。職員数を見ても、平成19年度188人が平成24年度、今年の3月では163名となっております。この5年間で25名の職員が削減をされております。この25名を、言いかえれば2つの課がこの5年間でなくなったと、こういうようなことでございます。こういうようなことから町民サービスの低下が心配をされます。

このような状況の中で長期的な財政を考えた場合、議会としても財政バランスを考え、経費削減をし、町民サービスに財源を振り向けるべきと考えております。

2つ目は、人口減少の面からでございます。平成17年に議員定数の見直しが行われました。18定数から12定数に条例の改正が行われました。当時の町の人口は1万人ちょっとでございます。24年の11月現在、町報を見ますと、8,903人でございます。この8年間で1,324人の人口の

減少です。町の第5次真室川町総合計画基本構想による推計では、平成32年で7,800人になると推計をしております。今後8年間でこの推計どおりいくとすれば、1,100名余の人口が減少するわけでございます。

議員定数を検討する際、長期的な人口推移を考え、平成17年、議員定数の見直しから、向こう平成32年人口推計を見ると、2,379人減少することが考えられます。長期的な人口推移を見ても定数10名にすべきと考えます。

3点目は、議会運営上の問題であります。議員定数については、従来人口に応じて地方自治法に定数が規定されておりましたが、しかし分権改革の一環として、地方議会の組織に関する自己決定権を尊重する観点から、この法定定数制度が改めて、それぞれの自治体が条例を定める制度とされております。これは、平成15年から施行されております。

しかし、昨年度の法改正でさらに改正が行われております。それは、23年度前までには完全に自治体が定められるものではなくて、依然として法律上限が規定をされておりました。これが23年の法改正で撤廃になったと、こういうことであります。

そのときの、改正前の議員定数のあり方について、前の法律で定めている、今法律ではないのですけれども、前の法律では、1つは人口2,000人未満の町村については12人、これ上限です。2つ目は、人口2,000人以上5,000人未満の町村14人。3つ目は、人口5,000人以上の町村、1万人未満の町村は18人。4つ目は、人口1万人以上2万人未満の町村22人。人口2万人以上の町村については26と。これは、改正なる前の、上限が法律で定められていた人数でございます。

この数字を見ても、偶数になっているわけであります。これは、やっぱり議会運営を考えた上でこういう定数を偶数にしているものと私は思われます。

議会運営上、問題があるという件については、今回の条例改正案では定数11人、これは奇数になります。議会の組織は、一定数の議員で構成される合議体であり、その意思是会議における議決の型であらわれます。このため、会議を統括する議長が置かれるため、議長は採決には加われないことになります。議決に参加できるのは、議員は10名になります。問題によっては5対5、同数になる場面が出てきます。この場合は、議長の権限の規定の④にあるように、裁決権で過半数表決においては、可否同数となった場合は決定する権限が議長にありますと、こういうふうになっております。これは、条例改正の段階から、過度に議長に負担をかけること自体がいかかと思わざるを得ません。

先ほど定数上限規定でも触れましたが、特別な理由がない限り、偶数が基本になっております。しかし、奇数の議会があることもご承知のとおりでございます。これは、特別な要因によるものがほとんどでございます。それ1つは、町村合併などで過度的な要素と思われれます。議員定数11人、条例改正案については理論上考えられないし、当議会にとっても将来とも汚点を

残すものでございます。

最後になりますが、議会改革調査特別委員会を早い段階に立ち上げましたが、いろんな角度から議論すべき委員会が議員定数の案件は、最初から定数ありきの議論になっております。深い議論がなされなかったことについては非常に残念に思います。

また、町民サイドから見れば、今回の定数改正案11人は、現役議員が11人であって、町民から見れば、現役議員が身を切らない決め方と見られても、これはしょうがないのではないかと思います。現役議員が重要な条例改正案を後々の世代からも評価されるものを残していくのが我々議員の責任であると思います。

以上を申し上げて、条例改正案である定数11人について反対の意見を申し上げて反対討論としたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ほかに討論ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） それでは、私から発議第9号についての賛成討論をさせていただきます。

前段といたしまして、議会の地位、使命、議員の職責について述べさせていただきます。

議会の地位、議会は住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関です。議会は、住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないとされています。

議会の使命は、第1は地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することです。

第2は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施がすべて適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することです。

議員の職責は、議員が行う質問や質疑、討論は、同時に住民の疑問であり、意見であり、表決において投ずる1票は住民の立場に立っての真剣な1票でなければなりません。

また、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質というべきであります。

前述の2つの使命、すなわち具体的な政策の最終決定と、行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう、議会の一員として懸命に努力することが議員の職責であると思います。

議員の定数を求める要素は、議会が住民の代表機関であることにかんがみ、その選出母体である住民の数を考慮し、また代表機関としての性格を有する合議体として、議員が一堂に会し、住民を代表しつつ、討論の過程を経て、多元的な意思を統合し、町の意見を決定するのにふさわしい規模であることが必要であります。

議員定数は、従来人口規模に応じて地方自治法に法定数が規定されていましたが、先ほど同僚議員からもありましたように、分権改革の一環として地方議会の組織に関する自己決定権を尊重する観点から、それぞれの自治体が条例で定める条例定数制度とされました。

平成23年の法改正前に規定されていた真室川町の上限数は、人口5,000人以上1万人未満の町村に該当し、18人でした。真室川町では、平成17年3月27日執行の選挙で18人から12人に削減しました。平成19年の統一地方選で郡内町村がこぞって削減し、最上町が16人から12人、金山町、舟形町が16人から10人に、大蔵村、鮭川村、戸沢村がそれぞれ14人から10人とし、現在に至っています。

平成22年3月11日、真室川町議会改革調査特別委員会を設置し、議会活性化並びに議会改革について幅広い見地から調査研究を行ってきました。議員定数、議員報酬等を対象とし、設置検討会議から延べ48回の調査研究会議等を行いました。

現在の議員定数は10人ですが、1人欠員のまま2年間ほど11人で議会活動を行っており、今の議員定数12人のままにするには根拠に乏しく、人口減や有権者数の減にかんがみ、11人とするのが望ましいと思います。

ちなみに、平成17年の選挙当日の有権者数は8,369人、それを12人で割りますと、697人でした。

また、平成21年3月22日執行の選挙は、3月16日現在有権者数8,029人、12人で割りますと、669人でした。

平成24年12月3日現在の有権者数は、私ちょっとまとめたのですが、これ新聞から拾ったのですが、7,622人です。それを11人で割りますと、693人となります。

それで、35市町村の全部今の12月3日現在の有権者数を、議員定数については山形県市町村概要、平成23年刊ですから、ひょっとすると南陽市がちょっと変わっているようでございますが、それですべてを割ってみました。

それで、最上町が8,300人、これを議員定数で割りますと、692人です。1人ではありますけれども、真室川町のほうが上回ると。

それで、市については少し比較が、市を入れてもいいのですが、町村、22の町村を見てもみると、多いほうの10番目に当たります。

先ほど奇数が議会運営に支障を来すということをおっしゃいましたけれども、この35市町村の中に6市町村が奇数でございます。その中では、合併をしていないところもございます。ですから、その奇数だから悪いということには当たらないのかなというふうに思います。

また、町は3村の合併した町でありまして、374.29平方キロメートルというのは、35市町村の中で7番目に大きいのです。広いわけですから、町民の意見、要望等多岐にわたっています。ことしで3年目になります議会報告会、7カ所、167人の町民の参加で行われました。議員定数の質問は、その中で2会場で出しましたが、私が感じるころでは、町民から今の11人を削減すべしという意見は感じられなかったと、私の感想でございます。

これがつまり、最初はそういう声があったかもわからないけれども、そういう声が、11人を

削減すべしという声が出なかったということは、やっぱり議会改革調査特別委員会で議会の活性化を図ってきた、その成果のあらわれでもあるのかなと私なりに思います。

12月11日には、念願の議会の議事録がホームページに載りました。今後議会中継、インターネット配信、これは予算の伴うこととございます。執行部に予算要求をしないとイケないこととございますが、議会の活性化、改革を図りながら、前段で述べた議会の使命、議員の職責を果たしていくことが何よりも大切であると存じます。

議員諸氏のご賛同をお願いして、私の賛成討論を終わります。

○議長（佐藤忠吉） ほかに討論ありますか。2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 私からも議員定数削減、11人に関する条例改正案に対する反対討論を行いたいと思います。

前段の外山議員の反対討論におきまして、詳細にわたり述べられておりますので、私からはなるべく重複しないよう、その趣旨を申し上げ、反対討論といたします。

議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることにかんがみ、その選出母体である住民の数、いわゆる人口であります。人口を考慮し、ふさわしい規模であることが必要であるとされております。

近年人口減少により、多くの町村議会における議員定数は年々減少傾向にあるとされております。町の第5次総合計画基本構想によれば、現在8,903人の人口が平成32年には7,848人と推計され、人口減少がなお続く予想となっております。

そのような中であって、議員定数の見直しには将来の人口の推移、あわせて財政状況等を見据える必要があるものと考えます。まして、現在の現役議員は11人であります。町民から見れば、現役議員、いわゆる自分本意の決め方であるやに見られかねません。議員定数削減につきましては、町民から評価されるものでなければなりませんし、我々議員みずから身を削り、信頼される議員でなければなりません。

私は、定数をさらに削減し、10人とすることが望ましいと考えます。よって、議員定数11名の条例制定に反対し、反対討論といたします。

○議長（佐藤忠吉） 討論ありますか。10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 発議第9号に対しまして賛成討論をさせていただきます。

平成21年7月の区長会との懇談会におきまして、議員定数についてどう考えているのかという意見が出されまして、議会改革調査特別委員会を設置して検討したいと答弁しております。22年の3月、特別委員会を立ち上げました。以来、議員定数、議員報酬、議員年金に絞り、検討することにしました。

22年の6月、議員年金の廃止が国のほうで決定され、議題から外しました。活動内容として、今まで22年から3回、3年間にわたり町民の声を聞こうと、議会報告会を開催し、県政、町政

全般にわたっての話し合いを続けてきました。

また、議会基本条例を制定している本県の庄内町議会、そして当町と人口差のない朝日町議会など、視察研修を行い、議会のあり方などを学ばせてもらいながら、定数について検討を重ねてきました。

町民の声、議会、議員の考えは、定数について減らしたほうがよい、余り少ないと住民の声が届きにくいなど、定数削減には賛否両論がありました。

当町の議員の年齢を見ますと、60歳以下が1人、60歳以上が10人であります。私も60歳以上の66歳です。議会の構成も老若男女がバランスのとれた議会であれば、各層の考えが出され、集約をし、議会の活性化につながるものとも考えます。何しろ若い人が立候補してくれない。どこに権限があるのだろうか。今の社会状況、環境の中で政治に関心が薄くなっているのか。

また、町村の議員報酬が低く、生活を考えると、議員活動ができないと思われるのかななどあると思います。

特別委員会の議論の中で議員報酬の低さが若年層の議員が育たないのではないかと話をしましたが、現在の町財政、また住民の理解を得るには難しいということで報酬の件は現状維持の決定がなされました。

いろいろな課題から、定数を決定するのは難しいものであります。我が町では、平成16年に定数18人を12人に、6人の削減をしたところであります。当町の削減により2年後、最上郡内の町村は当町12人の人口の比率などに照らし合わせたのか、1町が12人、2町3村が10名に削減されたところであります。

議会活動や常任委員会のあり方など、定数を決めるに当たり大変難しいものであります。人口の減少、町民のニーズ、近隣町村とのバランス、議会活動の活性化、常任委員会のあり方など、いろいろな課題から研修、討議をしてきたことをどう整理すればよいのだろうか。

町の財政から見ると、一般会計に占める議会費は1.4%、人口8,900人、近隣町村との人口に対する議員数のバランス、常任委員会の運営、そして町民の声などを考慮し、当町の現在の議員数、1人欠員の11人で運営をしておりますが、大きな支障はありません。よって、特別委員会で決めた定数1人減の11人で妥当だと思います。

さらに、奇数では議長の責任が重くなるのではという意見もありました。議長の職責は、議会を誘導し、責任と権限を持って議会をまとめていかなければなりません。町政を監督していく議会ですので、重大な責任を持った議長であることであります。他市町村においても奇数の議会が多数あり、支障はないようであります。

少数であっても町、住民の負託にこたえ、議会の活性化を望むものであります。よって、私は定数11人に賛成をします。終わります。

○議長（佐藤忠吉） ほかに討論の方ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 以上をもって討論終わります。

これから発議第9号 真室川町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤忠吉) ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により立会人に1番、外山正利君、10番、五十嵐久芳君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤忠吉) 念のために申し上げます。

本案に賛成の方は○、反対の方は×と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤忠吉) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(佐藤忠吉) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長、氏名点呼、投票)

○議長(佐藤忠吉) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤忠吉) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、外山正利君、10番、五十嵐久芳君の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(佐藤忠吉) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 7 票

反 対 3 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがいまして、発議第9号 真室川町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開閉願います。

(議場開鎖)

○議長(佐藤忠吉) 休憩、必要ですか。どうですか、皆さん。

(「いりません」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 引き続き続行いたします。

○議長(佐藤忠吉) **日程第8**、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

初めに、総務文教常任委員長より説明を求めます。佐藤一廣総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤一廣)

平成24年12月14日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

総務文教常任委員長 佐 藤 一 廣

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項 所管事務調査

(1) 開催日 平成24年12月18日(火)午後1時30分から

(2) 調査事項 別紙のとおり

(3) 調査方法 議会報告会に係る所管課長からの聞き取り調査、質問事項への回答

(4) 調査場所 真室川町役場301会議室

(5) 調査委員 本委員会所属委員全員

・総務文教常任委員長 佐藤 一廣

委 員 大友 又治

委 員 佐藤 勝徳
委 員 佐藤 成子
委 員 名村 肇
委 員 五十嵐久芳

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、産業福祉常任委員長より説明を求めます。高橋保産業福祉常任委員長。

○産業福祉常任委員長（高橋 保）

平成24年12月14日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

産業福祉常任委員長 高 橋 保

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項 所管事務調査

- （1）開 催 日 平成24年12月18日（火）午後1時30分から
- （2）調査事項 別紙のとおり
- （3）調査方法 議会報告会に係る所管課長からの聞き取り調査、質問事項への回答
- （4）調査場所 真室川町役場302会議室
- （5）調査委員 本委員会所属委員全員

・産業福祉常任委員長 高橋 保

委 員 佐藤 正

委 員 外山 正利

委 員 佐藤 正美

委 員 佐藤 忠吉

以上であります。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

産業福祉常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第9**、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会広報調査特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

議会広報調査特別委員長より説明を求めます。大友又治議会広報調査特別委員長。

○議会広報調査特別委員長(大友又治)

平成24年12月14日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

議会広報調査特別委員長 大 友 又 治

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中に継続調査を要するものと決定したので、議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事件名

議会広報第121号の調査及び編集、発行について

以上でございます。

○議長(佐藤忠吉) お諮りいたします。

議会広報調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第10**、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会改革調査特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

議会改革調査特別委員長より説明を求めます。佐藤一廣議会改革調査特別委員長。

○議会改革調査特別委員長(佐藤一廣)

平成24年12月14日

真室川町議会議長 佐 藤 忠 吉 殿

議会改革調査特別委員長 佐 藤 一 廣

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出いたします。

記

1 議会の改革並びに活性化に関する調査

(1) 目的 調査の目的達成のため、閉会中委員会を開催し、視察研修した成果の検証及び資料等による調査研究を行うため

以上。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

議会改革調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第11**、議員派遣についての件を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（阿部千代子）

平成24年度議員派遣について

- | | |
|--------|------------------|
| 1 目 的 | 地域要望の実行運動 |
| 2 期 間 | 平成25年1月から2月中の2日間 |
| 3 場 所 | 東京都「衆・参両議員会館」 |
| 4 対象議員 | 全議員 |

以上です。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、会議規則第121条の規定によりお手元に配付いたしました平成24年度議員派遣のとおり全議員を派遣したいと思います。

なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてのとおりに派遣することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第12**、以上をもって本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

よって、平成24年第4回真室川町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時02分）